

令和6年度 博物館機能強化推進事業

# 博物館の収集方針に関する調査研究 報告書

令和7年 3 月

 イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社  
Innovation Design & Technologies, Inc.

# 目 次

A 調査実施方法 等 .....	3
B 調査結果 .....	6
I.国内博物館の収集方針の調査.....	7
1 国内博物館の収集方針に関するアンケート調査.....	7
2 国内博物館が公開する収集方針の調査.....	21
II. 海外博物館の収集方針の調査.....	52
1 英国博物館の「資料の収集方針」等記載内容の概況.....	52
III.国内博物館の収蔵庫問題対応のための収集方針策定・改訂に向けた提言	63
資料編.....	65

## A 調査実施方法 等

## 1 調査目的

---

博物館に必要とされる収集方針について、現在の国内外の整備状況内容を調査し、今後の博物館の収集方針の整備に資するための調査研究を実施する。

近年、博物館における資料の収集・保管に不可欠な収蔵スペースの不足、いわゆる「収蔵庫問題」が博物館関係者の中で盛んに問題提起されている。博物館を取り巻く運営環境が厳しさを増すなかで、多くの博物館が博物館資料の収集・保管に苦慮しており、こうした現状に照らしての収集方針の策定・改編が求められている。

そこで、本調査では、博物館に必要とされる収集方針について、現在の国内外の整備状況や内容を調査し、今後の博物館の収集方針の整備に資する基礎的な調査研究を実施するものである。

なお、本調査では、「博物館の収集方針」とは、「基本的運営方針」、「資料の収集及び管理の方針」のいずれか、または両者を総称する意味で用いる。

## 2 調査実施時期および調査方法

---

### 2-1 国内博物館の収集方針の調査

- 令和7年1月20日～3月7日
- アンケート調査及びオンライン面接調査、並びに国内博物館が公開する収集方針文献調査

### 2-2 海外博物館の収集方針の調査

- 令和7年1月20日～2月28日
- 英国博物館が公開する収集方針文献調査

## 3 調査対象

---

### 3-1 国内博物館の収集方針の調査

資料の収集方針を公開する国内博物館、あるいは収集方針公開が想定される国内博物館、計92館<sup>1</sup>

### 3-2 海外博物館の収集方針の調査

資料の収集方針を公開する英国博物館、計11館

## 4 調査内容

---

### 4-1 国内博物館の収集方針の調査

#### 4-1-1 アンケート調査

- (1) 「基本的運営方針」と「資料の収集及び管理の方針」の策定状況
- (2) 現在の収蔵庫の状況
- (3) 過去5年間の「資料の収集(購入・寄贈・寄託・採集等)」の有無
- (4) 台帳の整備状況
- (5) デジタル・アーカイブの整備状況
- (6) 過去5年間の「除籍」の実績

---

<sup>1</sup> 国内博物館全体を対象とする悉皆調査ではなく、国内を代表する博物館など、比較的著名な博物館が対象となっている点に特段の御留意をいただきたい。

#### 4-1-2 国内博物館が公開する収集方針の調査

- (1) 収蔵庫問題への対応に資する「資料の収集方針」の整備状況と課題
- (2) 「資料の収集方針」等記載内容の概況と収蔵庫問題への対応状況

#### 4-2 海外博物館の収集方針の調査

##### 4-2-1 英国博物館の「資料の収集方針」等記載内容の概況

##### 4-3 国内博物館の収蔵庫問題対応のための収集方針策定・改訂に向けた提言

## 5 調査研究アドバイザリーボード

---

本調査研究の推進に当たっては、下記アドバイザリーボードを設置し、各アドバイザより助言、指導を頂戴しながら実施した。

【本調査研究アドバイザリーボードアドバイザ(五十音順)】

金山 喜昭氏	法政大学 教授
半田 昌之氏	日本博物館協会 専務理事

## B 調査結果

# I. 国内博物館の収集方針の調査

## 1 国内博物館の収集方針に関するアンケート調査

### 1-1 アンケート調査結果概要

#### A) 収蔵庫と管理の現状

博物館法第二条には「『博物館』とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定められており、持続的な資料収集が求められる。

そのような定めながら、収蔵庫が満杯、または収蔵庫に入りきらない資料があるとする館はアンケート回答館全体の6割、収蔵庫の収容率が7割以上～9割未満の館を含めると、9割以上の館が収蔵スペースの問題を抱えており、収集活動に支障をきたす事態となっている。

収蔵スペースの逼迫に加えて、資料受入基準の曖昧さ、デジタル化の遅延、分類体系の硬直性に直面や、さらに資金・人員不足、施設老朽化、専門知識の欠如により、適切な資料管理が困難となり、収蔵庫の増築見込みのない中で収蔵能力が限界をきたしている。

#### B) 収蔵庫問題への対応状況

アンケートに回答した博物館では、収蔵庫の問題に対してさまざまな対応を進めている。

- 手書き台帳のデジタル化を進めるとともに、収集資料の厳選を行い、受け入れ基準の厳格化に取り組んでいる(歴史博物館)。
- 保管方法の工夫や棚の増設を行い、収蔵スペースの確保に努めている。また、収蔵スペースの改善について、自治体への継続的な要望を行っている(美術博物館)。
- 一部の博物館では除籍により収蔵スペースを確保する動きもある(カビや破損が進行した資料の除籍、他機関への移管、寄託資料の返却が挙げられる)。

#### C) 収蔵庫問題に対応した収集方針の策定、改訂状況

アンケート回答館の多くで収蔵庫の逼迫が課題となっているが、逼迫下にあることを受けた収集方針の策定、改訂もほとんど進んでいない様子である。

しかしながら、これらへの対策を個々の館による努力のみに求めるのは、もはや限界に近づいているといえる。

その背景にはマンパワーを注げるだけの人的及び予算的リソースに余力がないという問題とともに、博物館をめぐる様々なステークホルダーを納得させるに足る収集方針の策定・改訂に関する統一的なガイドラインが存在しないことが問題となっている。

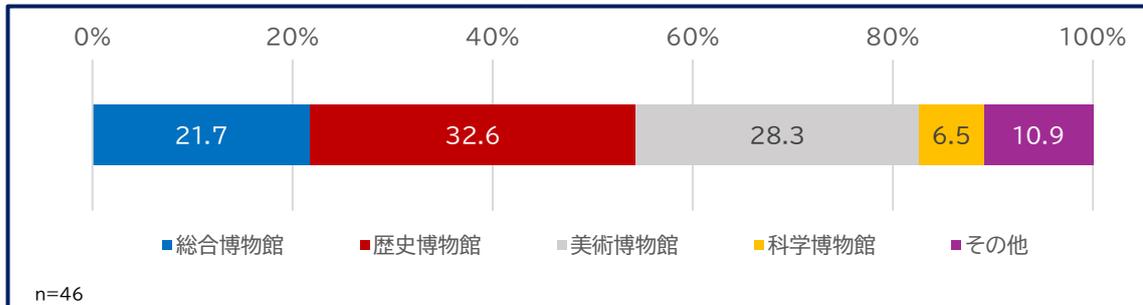
## 1-2アンケート調査結果

### (1) アンケート調査回答状況

#### ■ 博物館の収集方針に関するアンケート調査回答数等

46館より回答を得た(回答率50.0%)。館種別の内訳は下図のとおり。

図1 館種別の回答内訳

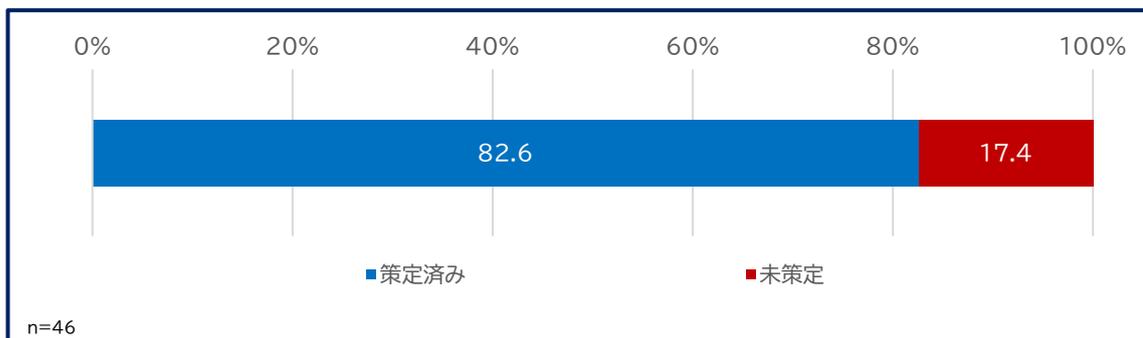


### (2) 「基本的運営方針」の策定状況

#### ① 基本的運営方針の策定状況

「策定済み」は全体の82.6%を占める。

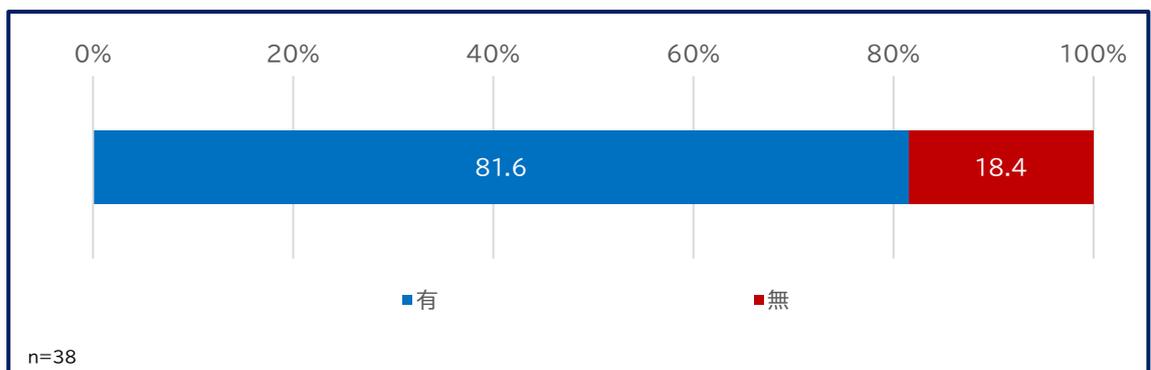
図2 基本的運営方針の策定状況



#### ② 基本的運営方針「策定済み」の館の内、基本的運営方針公開の有無

「公開」している館は全体の81.6%となっている。

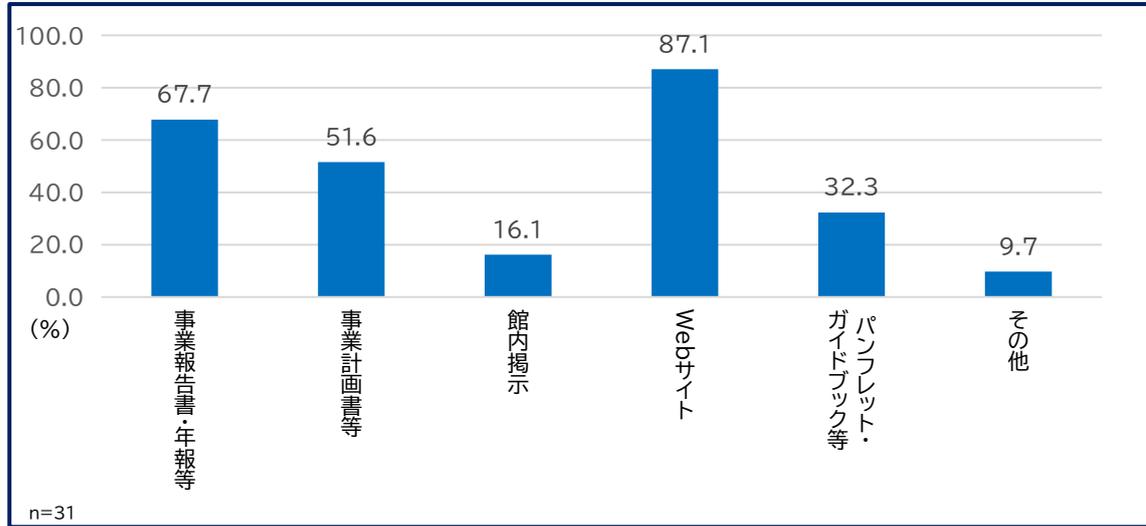
図3 基本的運営方針公開の有無



③ 基本的運営方針の公開方法

Web サイトが 87.1%、次いで、事業報告書・年報等が 67.7%、事業計画書等 51.6%、パンフレット・ガイドブック等が 32.3%、館内掲示 16.1%となっている。

図 4 基本的運営方針の公開方法

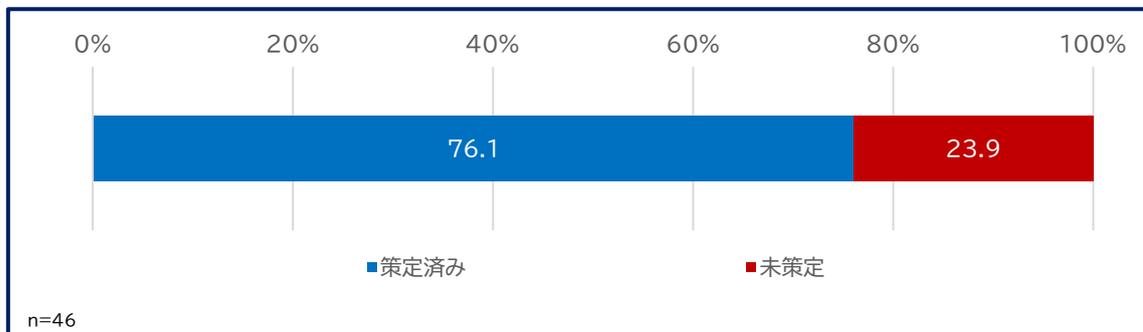


(3) 「資料の収集及び管理の方針」の策定状況

① 資料の収集及び管理の方針の策定状況

「策定済み」は全体の 76.1%となっている。

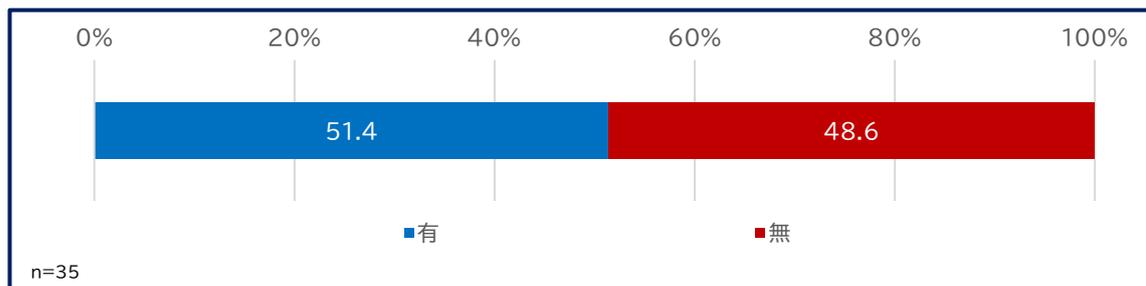
図 5 資料の収集及び管理の方針の策定状況



② 資料の収集及び管理の方針「策定済み」の館の内、資料の収集及び管理の方針公開の有無

「公開」している館は全体の 51.4%にとどまった。

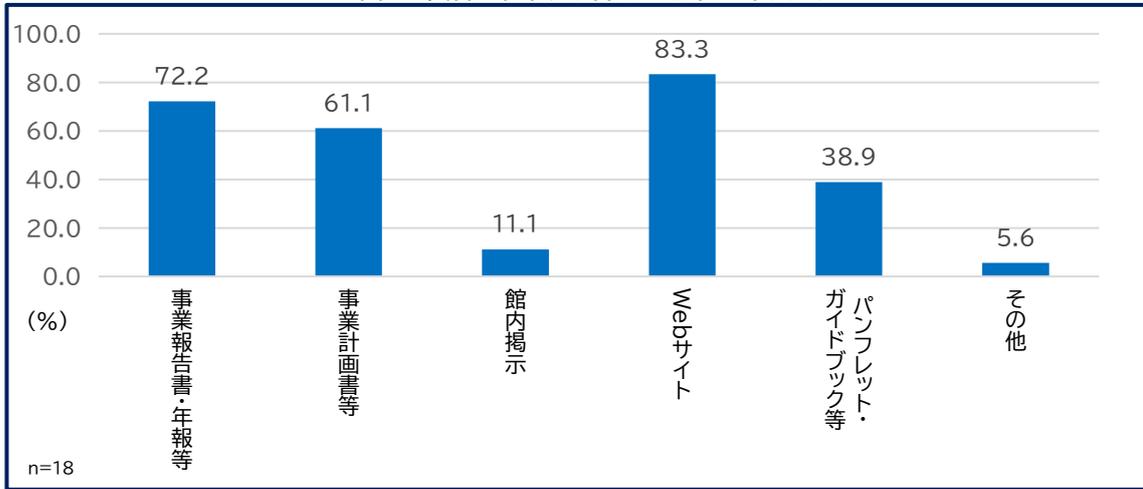
図 6 資料の収集及び管理の方針公開の有無



③ 資料の収集及び管理の方針の公開方法

Web サイトが 83.3%と最も多く、次いで、事業報告書・年報等 72.2%、事業計画書等 61.1%、パンフレット・ガイドブック等 38.9%、館内掲示 11.1%と続く。

図 7 資料の収集及び管理の方針の公開方法

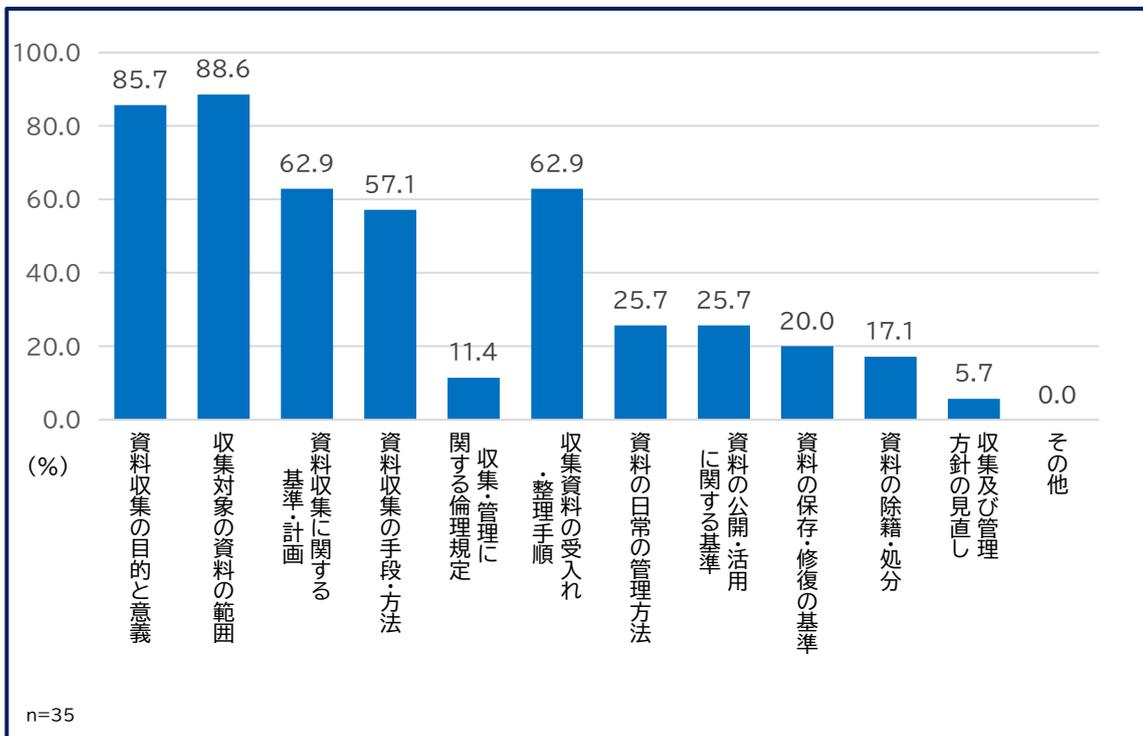


④ 資料の収集及び管理の方針の策定内容

「収集対象の資料の範囲(88.6%)」、「資料収集の目的と意義(85.7%)」の2項目については全体の8割を超える館で策定されているが、次の水準としては「資料収集に関する基準・計画(62.9%)」「収集資料の受入れ・整理手順(62.9%)」「資料収集の手段・方法(57.1%)」が全体の6割前後にとどまる。

「資料の除籍・処分(17.1%)」「収集・管理に関する倫理規定(11.4%)」「収集及び管理方針の見直し(5.7%)」は全体の2割を下回る水準となっている。

図 8 資料の収集及び管理の方針の策定内容



⑤ 資料の収集及び管理の方針の「策定上」の問題点と課題

策定上の問題点と課題に対するコメントは下記のとおり。

表1 資料の収集及び管理の方針の策定上の問題点と課題

- ・ 収蔵庫には既に沢山資料があるにも関わらず、市民からの寄贈の相談は常にある。そのため、資料の取捨選択が必要になるが、その方針を市町村が単独で考えるのは難しい。国として方針が示されれば、それにしたがって市町村は動くことができるので、まずは国が方針を決めていただくと前に進んでいくことができると思われる。
- ・ 資料の収集および管理方針の見直しが必要である。具体的には、デジタル・アーカイブの公開に関して、映像資料の著作権問題や動画等の扱いについて、規則が明確ではない。  
また、リスク管理を含めた公開ルールを整える必要がある。
- ・ 資料を収集する際には、個別に事情がある場合が多く、明文化することで、縛られてしまうことが危惧される。臨機応変に対応する必要な場合もあるため、文章にすることが難しい。
- ・ 総合博物館であるため各分野の方針を集約する必要がある。県立の施設であるため、方針の内容や範囲、策定までの手続き等について県の各部署とも確認・調整する必要がある。
- ・ 開館から35年が経過し、収蔵庫が飽和状態となっている一方で、地域の博物館として収蔵すべき資料の範囲は広がり、地域社会で守り切れなくなった文化財(指定品を含む)の受け入れの必要性は増している。現状の方針は、これらの状況を踏まえたものではなく、再度の策定も含めて運用を見直す必要がある。
- ・ 指定管理で、運営を任されていて、資料の収集及び管理は、村役場社会教育課が担当している。当然、寄贈とあれば事務的な処理を行ったり、日常の施設管理と合わせて遺物等の管理も行ったりはしている。考古学担当の学芸員はいるが、民俗や自然科学の専門家がおらず、積極的な資料の収集や管理が難しいところ。
- ・ 複数の博物館共通の方針策定であったため、対象とする資料が多岐にわたり、両館職員および関係部署の合意を得るまで時間を要した。
- ・ 収蔵スペースの問題や、すでに収蔵されている資料との関係性をかんがみた収集など、資料の周辺条件が収集に影響することがあるが、すべての条件を明文化することは難しい。
- ・ 決裁を受けた正式な資料収集や管理に係る方針は策定されていないが、収集や管理に係る考え方や内規は存在している。これを整理して決裁を受ける必要がある。
- ・ 今後、同じ市立美術館と所蔵館を一体的に管理するため、収集方針や受入、資料登録について整合性を取りつつ調整する必要がある。
- ・ 定期的な見直しが必要と考えられるが、至っていない。
- ・ 現時点では、極めて基本的な方針のみ記載。植物、動物、地学の各分野につて、「採集」「購入」「寄贈」のテーマごとにより具体的な方針の作成が必要となっている。

⑥ 資料の収集及び管理の方針の「運用上」の問題点と課題

運用上の問題点と課題に対するコメントは下記のとおり。

表2 資料の収集及び管理の方針の運用上の問題点と課題

- ・ 資料保管スペース確保の観点から、新しく受け入れる資料の数を制御していく必要がある。その方針については様々な角度から検討すべき課題である。
- ・ 更新できていないデジタル・アーカイブ等に対する手続きがケースバイケースになりがちである点が問題である。

- ・ 資料を収集するには、個別に事情がある場合が多く、その都度判断をしなければならないので、参考にはするものの、全てを策定した方針どおりに判断することは困難である。廃棄の際は判断がより難しく、個々の事情に応じて十分な検討が必要となる。
- ・ 大分類に分けて資料番号が割り振る運用方針のため、大分類を決めにくい資料の登録が難しい(便宜的に決めて登録せざるを得ない)。
- ・ 方針内容の更新。
- ・ 開館から 35 年が経過し、収蔵庫が飽和状態となっている一方で、地域の博物館として収蔵すべき資料の範囲は広がり、地域社会で守り切れなくなった文化財(指定品を含む)の受け入れの必要性は増している。現状の方針は、これらの状況を踏まえたものではなく、再度の策定も含めて運用を見直す必要がある。
- ・ 指定管理のため、調査研究、資料収集と専門的な人材による保管管理が難しい。
- ・ 2館共通の資料収集方針のため、個々の事例について方針と照合すればどの職員でも収集の可否について判断できるという訳ではなく、対象資料についての知見が豊富な職員が在籍していないと、館外の有識者に意見を仰ぐ必要がある。
- ・ 収蔵スペースの問題など、要項に記載がない条件が収集に影響することがあるが、すべての条件を明文化出来るわけではないため、運用にあたっては担当者の判断や収蔵庫の状況等に依拠する面がある。
- ・ 受贈を進めようとしたときに、収蔵庫の逼迫状況から物理的な限界が近づいている。
- ・ 収蔵庫が手狭になっているが、増築の見込みがない。
- ・ 関係する市役所担当者の解釈により、現行のものも十分とはいえない。ルール「運用」が経験則に頼っている部分があり、明文化と同時に合意形成をしておく必要がある。

⑦ 資料の収集及び管理の方針の公開上の問題点と課題

公開上の問題点と課題に対するコメントは下記のとおり。

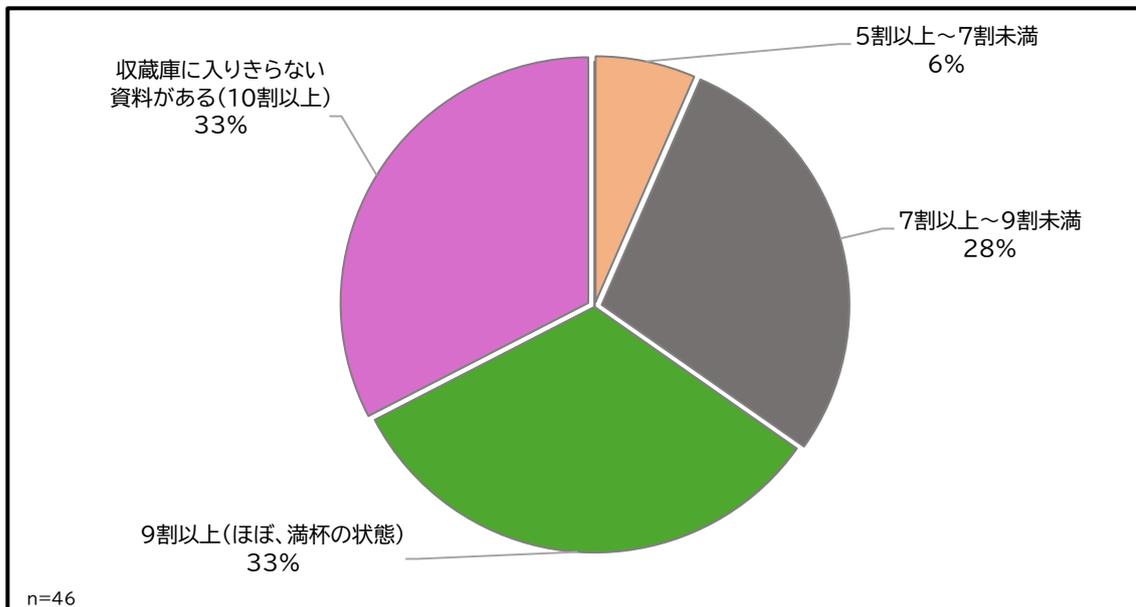
表 3 資料の収集及び管理の方針の公開上の問題点と課題

- ・ 所管との調整が必要。
- ・ 資料の収集および管理方針の更新(特にデジタル・アーカイブの公開)が進んでいないことが課題。
- ・ 収蔵物や寄贈資料は HP や広報誌で紹介するが、専門人材不足により積極的な調査・収集が困難で、HP 上での公開も難しい。
- ・ 当館の資料収集方針は基本的考え方をまとめたもので、公開の認識がなかった。管理方針は指定管理者の業務執行のために設置者へ示したものであり、公開はしていない。
- ・ 収蔵物や寄贈資料は HP や広報誌で紹介するが、専門人材不足により積極的な調査・収集が困難で、HP 上での公開も難しい。
- ・ 収集方針が広範囲であり、一人歩きする危険がある。管理方針は具体的に定めていないが、セキュリティ上非公開とすべき点多いと考える。

(4) 現在の収蔵庫の状況

アンケート回答館の内、収蔵庫がほぼ満杯か、収蔵庫に入りきらない資料があるとする館が6割を超えている。7割以上～9割未満を含めると全体の9割を超える。

図 9 現在の収蔵庫の状況

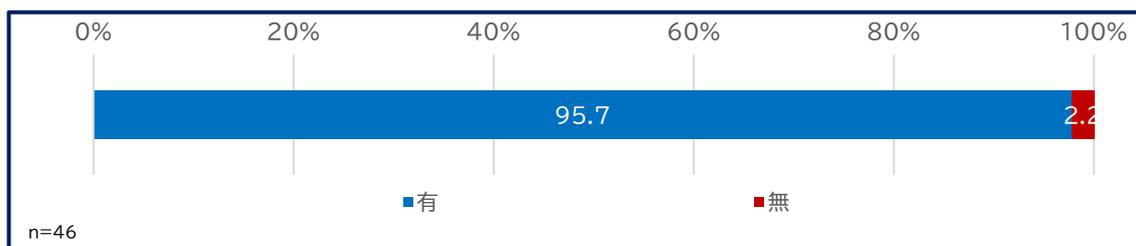


(5) 過去5年間の「資料の収集(購入・寄贈・寄託・採集等)」の有無

① 資料の受入れ

アンケート回答館のほとんどで、資料を受け入れている。

図 10 資料の受入れ



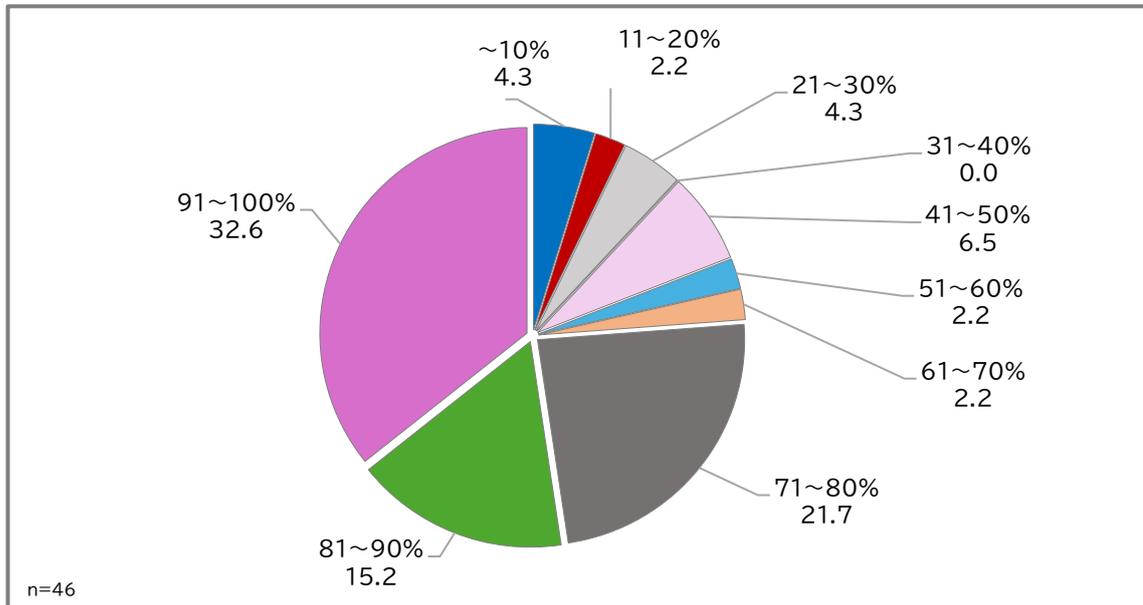
② 資料受入れのない館の理由

資料を受入れていない館が1館あるが、その理由は「購入予算の不足」となっている。

(6) 台帳の整備状況

アンケート回答館の内、資料の8割以上を台帳に登録しているとする館は全体の5割となった。一方、資料登録が3割未満とする館も1割強ある。

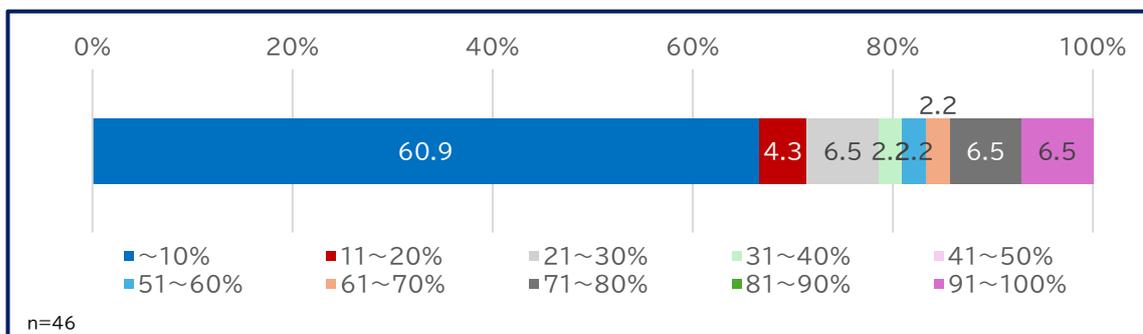
図 11 台帳の整備状況



(7) デジタル・アーカイブの整備状況

資料のデジタル・アーカイブ化については、アンケート回答館の6割弱が10%未満としている。

図 12 デジタル・アーカイブの整備状況

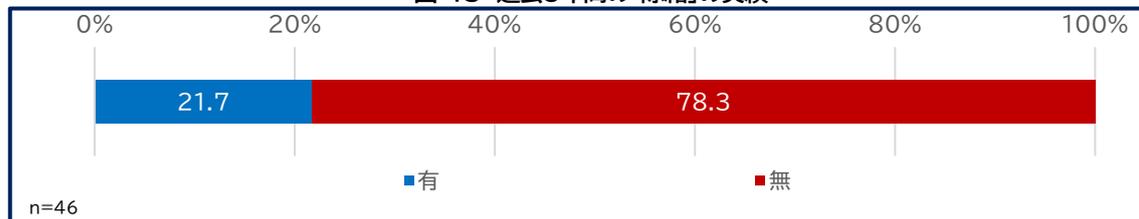


(8) 過去5年間の「除籍」の実績

① 過去5年間の「除籍」の実績

アンケート回答館の内、除籍・処分実績を有する館は21.7%である。

図 13 過去5年間の「除籍」の実績



② 「除籍・処分」の理由

「除籍・処分」理由に対するコメントは下記のとおり。

表 4 「除籍・処分」の理由

- ・ 寄託者の希望による寄託資料の返還、より親和性の高い他館への移管。
- ・ 民具が大破し、今後の活用・修復が見込めなかった。また同様の資料が既に複数収集されていたため。
- ・ 標本交換等。
- ・ 寄託解除により所有者へ作品を返却したため。
- ・ 旧館から新館へ移転した際に、資料の状況が悪いもの(カビ、破損等)に限り、除籍を行った。
- ・ 他機関への移管、大塚取締法に基づく任意提出、人骨等の適切な取扱い。

(9) 収蔵庫問題に対応していくための考えや意見

収蔵庫問題に対応していくための考えや意見は下記のとおり。

表 5 収蔵庫問題に対応していくための考えや意見

- ・ 外部収蔵庫に廃校を利用しているため、建物の劣化に困っている。
- ・ 国として指針や方針を示していただけると、地方は動きやすいので、ぜひ国として検討いただきたい。
- ・ 収集した資料の登録が追いついていない。また、収蔵庫の空調の老朽化が進み、温湿度管理が難しくなっている。したがって、資料を長期保存するためには、設備更新の予算が必要不可欠である。
- ・ 「除籍」による対応のみでは課題の解決にはならず、損失の方が大きいと思われる。早急に収蔵庫の増設や拡張を検討せねばならないが、そのための調査費用すらままならないのが現状である。収蔵庫の増設や拡張に関する何らかの補助金等の検討を期待する。
- ・ 収納スペースが少ない。  
収集・整理するマンパワーが必要となる。  
温度・湿度の管理が難しく、カビなどが発生してしまう。
- ・ 昨今の収蔵庫問題に係る情報を独自に収集してはいるが、それらが集約された Web サイト等があると便利だと思う。  
近年様々な機関から資料収集や収蔵庫に関するアンケート依頼が来るが、重複している内容も多くあるので、どこかで代表してとりまとめてもらえると業務の効率化が図れるのではないかと。
- ・ 資金、場所が必要。

- ・ 収蔵庫の増築・増床は現実的ではない博物館が多く、仮にそういった対応をしても将来的に再び収蔵スペースの不足という事態につながると考えられる。寄贈・寄託のお申し出を受けた場合に博物館で収蔵しない(滅失することを了とする)基準や、収蔵資料の除籍に関する基準を整理する必要性を感じる。
- ・ 増築のための国の補助あるいは施策。
- ・ 館職員全員嘱託のため、収蔵資料についてのノウハウが伝えられず、どこに何があるか不明なものが多い。また、その時雇用されている非正規の文化財専門員(学芸員)の専門や知識によって収蔵資料の収蔵方針や整理方針が左右される。収蔵庫整理をして、資料確認や収蔵庫のスペース確保を行いたいのが、職員数が少なく行えない。
- ・ 収蔵庫が資料で、あふれている。収蔵スペースが足りないので、村に、新収蔵庫建設を提言している。また、空調や湿気対策が行われていないため、資料の痛みが激しい。建設して35年過ぎているので、リニューアルをお願いしたが、計画が頓挫した。予算確保ができなかったようだ。助成金等活用したいが、村が担当で、できていない。
- ・ 方針が定まっていないため、小規模の整理しかできない。
- ・ 一度収集した博物館資料について、特に収集から長期間が経過した資料については、現状確認・重複および他所(市内図書館等)の収蔵状況との照合をし、良好な環境で継続的に博物館資料を保管・管理できるように努めること重要であろう。また、新規の資料収蔵場所や一時保管場所についても積極的に情報を収集する必要があると考える。
- ・ 収蔵庫の増築は難しいと考えており、今後の収集に当たっては、より資料を厳選していく必要があると考えている。
- ・ 博物館が地域社会にはたすべき役割を機能させるために必要となる収蔵庫の確保について市教育委員会の中で共通認識を醸成させると共に、ハード事業の最上位計画となる長期総合計画に計上し、合わせて社会教育施設維持管理計画の策定において博物館の改修事業の1つとして収蔵庫の確保に係る事業を計上する方向で働きかける。
- ・ コレクションの将来的な見通し、既存コレクションの維持、寄贈・移管の申し出に対して適切な判断を行える常勤のスタッフが不可欠。
- ・ 収蔵庫の収容スペースには限りがあるが、公立の施設ということもあり、除籍については慎重に検討しないといけないが、活用できていない、もしくは活用が難しいコレクションについて除籍も含めて管理の在り方を国全体で議論をしていく必要があるのではないかと思う。
- ・ 美術館における収集・保存機能の重要性を広く伝えていくことが大切と考える。
- ・ 棚の増設、作品の整理整頓、梱包方法の変更などがあげられる。実現可能性は低いのが、将来的には増築を考えない限り、永久的にスペース不足に悩まされる可能性がある。
- ・ まずは、現在の収納方法を見直し、棚板の増設等でスペースを確保する。
- ・ 非正規資料(重複や、収集対象外分野のため登録を行っていない)の譲渡や処分を行い、それらが保管されているスペースを有効に利用していく計画を進めているところ。

## 1-3ヒアリング調査結果概要

アンケート調査において、収蔵庫への対応状況と課題についてヒアリング調査を行った。  
課題別に概略を記載する。

### (1) 収蔵庫問題の深刻化に関する現状と対応状況等

総合博物館 A（収蔵庫の逼迫状況; 9 割以上(ほぼ、満杯の状態)): 新館建設時に収蔵庫を整備したが、専門家による試算にもかかわらず、旧館からの資料移動時の資料の体積を見誤った結果もあり、開館数年で既に収蔵スペースが不足。

総合博物館 B（収蔵庫の逼迫状況; 9 割以上(ほぼ、満杯の状態)): 建設工事などで頻繁に出土する大量の土器の保管場所の確保が大きな課題となっている。  
国には、「埋め戻し」という選択肢も含めて、具体的な対応方針を策定いただけるとありがたい。

総合博物館 C（収蔵庫の逼迫状況; 5 割以上～7 割未満): 民具については開館当初より収蔵スペースが満杯状況であったため、受け入れについて厳しく制限をかけた。他種の収集品も民具での制限方針を参考にしながら受け入れコントロールを推進。

歴史博物館 A（収蔵庫の逼迫状況; 9 割以上(ほぼ、満杯の状態)): 資料館は収蔵庫がほぼ満杯の状態であり、廃校の利用や展示スペースの転用など、応急的な対策を講じている。しかし、これらの対策は一時的なものであり、根本的な解決には至っていない。  
新たな収蔵庫の建設要望を所管行政に出しているものの、予算や市民の理解を得ることが難しい状況である。

科学博物館 A(収蔵庫の逼迫状況; 収蔵庫に入りきらない資料がある(10 割以上)): 10 年程度前より収蔵庫は逼迫しており、正規の収蔵庫だけでなく、他の収蔵スペースを活用した分散保管を余儀なくされている。  
資料の受け入れ段階より厳格な選別を行い、収集しない場合は近隣の博物館と連携して資料を委譲するなどの工夫を凝らしている。しかし、根本的な解決には至らず、今後も資料が増加する見込みであるため、更なる対策が必要とされている。

美術博物館 A（収蔵庫の逼迫状況; 9 割以上(ほぼ、満杯の状態)): 数十年前の竣工以降、収蔵庫の増床が行われておらず、収蔵作品が増え続ける一方である。  
対策として、メッシュネットの設置や箱による積み上げなど、収蔵効率の向上を図っている。また、15 年前から寄託作品の受け入れを停止し、返却を進めている。  
しかし、それでも収蔵庫はほぼ満杯の状態であり、新たな作品の受け入れに制限が生じている。収蔵庫問題の解決には、国の支援による地域ブロック圏単位等共同収蔵庫建設支援や、地域ブロック圏内の館による共同管理などを期待。

その他博物館 A（収蔵庫の逼迫状況; 収蔵庫に入りきらない資料がある(10 割以上)): 既存施設の一部改修や温湿度管理可能な部屋の増設といった対策を講じているものの、根本的な解決には至

っていない。一分野では完全に逼迫しており、寄贈資料の受け入れ基準を明文化してコントロールしていくことも検討中である。

## (2) 資料のデジタル化に関する現状と対応状況等

総合博物館 A: 人的リソースや予算が不足しており、デジタル・アーカイブの進捗は限定的。

総合博物館 C: 標本のデータベース化は進んでいるものの、著作権の問題やフォーマットの不明確さから、デジタル・アーカイブ化が進んでいない。容量がかさばるデジタル画像の保存問題に起因する過去の方針によりテキストデータ優先で整備されてきた背景も影響している。

歴史博物館 A: 資料のデジタル・アーカイブ化は全体の 1 割程度にとどまっており、公開できるシステムも人員も不足している。

科学博物館 A: デジタル・アーカイブ化は数パーセント程度しか進んでいない。その主な要因として、人的リソースの不足と、実物資料の保全を優先する方針が挙げられる。  
デジタル・アーカイブは実物資料の代替にはならないという考えから、デジタル化への投資が進んでいないが、資料の公開や研究利用を促進するためには、デジタル・アーカイブ化が不可欠となってきた。

美術博物館 A: デジタル・アーカイブ化は進んでいるものの、一般公開できるレベルのものは全体の数%程度にとどまっている。これは、データベース化が不完全であることや、制作例や作品サイズの詳細情報が不足しているためである。

その他博物館 A: 画像データの容量制限がかかったシステムを導入しているため、整備が進まない。このため容量面で問題がなく、かつ安全なデータストレージの確保を検討中だが、条件に合ったストレージを発見できていない。

## (3) 除籍・処分について

総合博物館 A: 地方公共団体の博物館運営においては、国の明確な方針と支援が不可欠である。

特に収蔵庫問題の解決に資する「除籍・処分」については、地方公共団体レベルでは、議会や市民への説明責任、有識者からの反対などにより、資料の除籍・処分が進みにくい。

「除籍・処分」については、国がリーダーシップを取り、除籍・処分に関する大方針を示すことを期待したい。国が除籍・処分に関する大方針を示すことで、地方公共団体はそれを根拠に、議会答弁や市民への説明が容易になり、具体的な対策を実行しやすくなる。

大方針策定にあたっては、図書館の除籍による新陳代謝の仕組みを参考に、博物館における資料管理のあり方を検討できないものか。

総合博物館 B: 収蔵庫がほぼ満杯の状態である中、現在も、遅れている未登録資料の整理、登録作業を進めているところ。過去には資料を登録せずに受け入れていた経緯があり、現在、資料の整理を急ピッチで進めている。

資料の整理・登録が完了しなければ、除籍・処分といった次の段階に進むことができない状況である。

歴史博物館: 除籍・処分を行う際には、館長、学芸員、事務職員全員で確認し、行政所管課に伺いを立てるものの、具体的な規則が存在しないため、手続きが煩雑になっている。

現在、除籍の判断は学芸員の経験や知識に依存しており、学芸員の全員が有期雇用の嘱託である実態も重なり、担当者が変わることによって判断基準が曖昧になる可能性も懸念される。

科学博物館 A: 現在は除籍・処分に関する規定を策定していないが、処分圧力に対する資料の重要性を示すための規定が不可欠として検討中。

美術博物館 A: 収蔵庫問題の解決策の一つとして、作品の除籍や処分が検討される場合があるが、当館は寄贈作品が多いため、寄贈者の意向を尊重し、除籍や譲渡は考えていない。

寄託品の返還を除いて、学芸員も文化資産を未来に残すことを使命と考えており、作品の修復や展示方法の工夫で作品を維持していく方針である。

その他博物館 A: 極めて稀ながら、過去、常設展示中に資料が盗難にあうということがあった。それ以降、盗難にあった資料を台帳から除籍するために、除籍規定を設けた。

ただし、それ以外の理由で、除籍・処分を実施したことはない。

#### (4) 統一的な基準の必要性、他

##### ■統一的な基準の必要性

総合博物館 A: 学芸員の属人的な判断による収集保管の基準ではなく、普遍性を持った基準を設けることで、客観的な評価が可能となり、長期的な視点での資料管理が実現する。また、対外的にしっかり説明できるようにするには、ある一定の普遍的プロセスを経ないと困難である。一方で、これらについて一博物館で策定することも困難である。

国が主導して、統一的なガイダンスを策定、提示いただくことを希求する。

その他博物館 A: 当館では複数年で学芸員が異動となる。公共系博物館では同様のスタッフの異動は避けられない。経験の浅いスタッフ向けに、資料整理や保管等日常的業務を含めて、関連業務知識をいち早く習得できるよう、統一的なガイドラインやそのガイドラインに沿った研修制度があればよい。

##### ■倫理規定整備の必要性

総合博物館 B: 現在、倫理規定がないが、未登録のまま暫定保管中の盗掘品の取り扱いなど、倫理的な問題に対する意識が高まりつつある。情報公開の時代において、資料の受け入れや処分に関する透明性を担保するため、倫理規定の整備は避けられないとも考える。

### ■人的リソースの不足等に対する国の支援の必要性

総合博物館 B: 地方の文化財に対する財源が不足している現状を改善し、建物の維持・保全、人的リソースの維持・拡充に対する補助を充実していただけるとありがたい。

総合博物館 C: 開館当初は外部委託して台帳整理員を多く雇用していたが、現在は予算削減により人員が 1/10 程度まで減少し、台帳整理が追いつかない状況となっている。

科学博物館 A: 専門的な知識を持つ学芸員などのスタッフが不足しており、資料の選別やデジタル・アーカイブ化などの業務が滞っている。特に地方の小規模な博物館では、専門スタッフ不足が深刻な問題となっている。

国に対しては、人的リソースの拡充や、継続的な雇用を可能にするための支援を求めたい。

### ■世界標準の資料データベース整備

総合博物館 C: 国際的な見地から、データベースを通じてどこにどのような資料があるのか把握可能な仕組みを整備していくべきとの議論が学界等で議論されている。

国に対する要望としては、フォーマット等を標準化してデータベースを横断して、誰もが資料を調べられるということを検討いただけるとありがたい。

### ■デジタル・アーカイブにまつわるフォーマットの統一、安全なデータストレージの提供、人材育成

その他博物館 A: デジタル・アーカイブの整備は、研究者や一般市民への情報公開を促進し、博物館の価値を向上させる上で重要な役割を果たす。一方で、統一的なフォーマットがなく、博物館をまたいだ運用を難しくしている。また、国内に安全なデータストレージを見いだせず困っている。これらについて国が統一的な指針を提示していただけることを期待したい。

さらには、デジタル・アーカイブの先進事例は提供されているものの、関連人材を育成する良質な研修の場がない。国にはこうした研修機会の提供も検討いただけるとありがたい。

## 2 国内博物館が公開する収集方針の調査

### 2-1 収蔵庫問題への対応に資する「資料の収集方針」の整備状況と課題

#### A) 収蔵庫問題に対応した収集方針事例の概況

一部の博物館では、収蔵スペースの逼迫に対して積極的に対策を講じた収集方針が策定されている。これらの館では、収蔵庫の整理・高密度化、新収蔵庫の建設、収集方針の見直し、デジタル化の推進、除籍・処分基準整備などが進められている。

- 大阪市立自然史博物館
  - 旧収蔵庫の再利用、高密度化、収蔵展示の導入を進め、新たに 150 m<sup>2</sup>の収蔵スペースを確保。
  - 寄贈標本の受け入れ前に調査を実施し、学術的価値や管理負担を考慮した上で受け入れの可否を判断。
- 真庭市蒜山郷土博物館
  - 文化財資料の収集を見直し、すでに収蔵している資料の整理を優先する方針を採用。

その他、「収蔵庫の増設や展示棟の改修を計画し、収蔵環境の最適化を目指す(総合博物館)」や「資料データベースの運用と害虫対策を徹底し、収蔵庫の管理強化を推進(歴史博物館)」とする事例も挙がる。

#### B) 多くの博物館の収集方針には収蔵庫問題への対応が明文化されていない現状

一方で、多くの博物館では収蔵庫の逼迫に対する具体的な対策が収集方針や管理計画に明記されていない。

あるいは、収集方針が過去の基準のままであり、収蔵庫の逼迫を考慮した見直しが進んでいない。

#### C) 収蔵庫問題に関する収集方針の課題

- ① 収蔵スペース逼迫下における持続的な資料収集推進に資する収集方針の策定、改訂  
博物館の使命に基づいた持続的な資料収集の責務を全うすることが求められる中、収蔵スペースの逼迫に対応するためには、新規収蔵に対する新規ルールの策定や、未登録資料の整理・登録、除籍、収蔵庫増設に対して積極的に検討する必要がある。  
上記課題に資する収集方針が求められるが、多くの館では従来どおりの収集方針となっている。
- ② デジタル化に対する姿勢、方針が曖昧  
多くの館では、デジタル化の取り組みに対する姿勢や方針が曖昧である。

## 2-2「資料の収集方針」等記載内容の概況と収蔵庫問題への対応状況

国内博物館において公開される基本的運営方針や資料の収集・管理方針と、アンケート調査にて提供を受けた非開示の内規等を基に、国内博物館の方針にて明示されている内容について、特徴ある事例を策定項目別に抽出、整理した。

なお、策定項目は、アンケート調査時に設定した「基本的運営方針(館の使命・目的)」、「資料の収集及び管理の方針」とは、資料収集の目的と意義、収集対象の資料の範囲、資料収集に関する基準・計画、資料収集の手段・方法、収集・管理に関する倫理規定、収集資料の受入れ・整理手順、資料の日常の管理方法、資料の公開・活用に関する基準、資料の保存・修復の基準、資料の除籍・処分、収集及び管理方針の見直しを総称する。

あわせて、方針内に収蔵庫問題への対応に資する内容が盛り込まれていると解釈可能な事例を抽出した。

基本的運営方針や資料の収集・管理方針等の公開を確認できた博物館は下表のとおりである。

表6 基本的運営方針や資料の収集・管理方針等の公開を確認できた博物館

施設名称	収集方針・規定掲載URL
愛宕町立歴史文化博物館	<a href="https://www.town.aisho.shiga.jp/section/reiki_honbun/r304RG00000253.html">https://www.town.aisho.shiga.jp/section/reiki_honbun/r304RG00000253.html</a>
青森県立郷土館	<a href="https://www.kyodokan.com/aboutus/policy">https://www.kyodokan.com/aboutus/policy</a>
岩手県立博物館	<a href="https://reiki.pref.aomori.lg.jp/reiki_honbun/c001RG00002122.html">https://reiki.pref.aomori.lg.jp/reiki_honbun/c001RG00002122.html</a>
大分県立自然史博物館	<a href="https://www2.pref.iwate.jp/~hp0910/mokuhyou/index.html">https://www2.pref.iwate.jp/~hp0910/mokuhyou/index.html</a>
大阪府立自然史博物館	<a href="https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh_collection_policy2018.pdf">https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh_collection_policy2018.pdf</a>
小田原市郷土文化館	<a href="https://omnh.jp/2about/code/koudoukihan2016.pdf">https://omnh.jp/2about/code/koudoukihan2016.pdf</a>
香川県立ミュージアム	<a href="https://www.omnh.jp/2about/mission2023-12final.pdf">https://www.omnh.jp/2about/mission2023-12final.pdf</a>
神奈川県立歴史博物館	<a href="https://www.city.odawara.kanagawa.jp/global-image/units/393658/1-20190624144028.pdf">https://www.city.odawara.kanagawa.jp/global-image/units/393658/1-20190624144028.pdf</a>
川崎市民ミュージアム	<a href="https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/7815/r4nenpou.pdf">https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/7815/r4nenpou.pdf</a>
高多市美術館	<a href="https://ch.kanagawa-museum.jp/uploads/20240328_kongonotorikum.pdf">https://ch.kanagawa-museum.jp/uploads/20240328_kongonotorikum.pdf</a>
北九州市立美術館	<a href="https://www.city.kawasaki.jp/250/cmsfiles/contents/0000120/120567/03-08sannkou3.pdf">https://www.city.kawasaki.jp/250/cmsfiles/contents/0000120/120567/03-08sannkou3.pdf</a>
京都府立美術館	<a href="https://www.city.kitakata.fukushima.jp/uploaded/attachment/43008.pdf">https://www.city.kitakata.fukushima.jp/uploaded/attachment/43008.pdf</a>
熊本博物館及び熊本市塚原歴史民俗資料館	<a href="https://kmma.jp/about/overview/">https://kmma.jp/about/overview/</a>
高知県立歴史民俗資料館	<a href="https://kyotocity-kyocera-museum/collection-policy">https://kyotocity-kyocera-museum/collection-policy</a>
国立科学博物館	<a href="https://tsukawara.kumamoto-city-museum.jp/application/files/6916/1802/0952/1.pdf">https://tsukawara.kumamoto-city-museum.jp/application/files/6916/1802/0952/1.pdf</a>
国立近代建築資料館	<a href="https://ops-ja.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?ictcd=8A8BE480CA&amp;houcd=H402901010026&amp;no=1&amp;totalCount=35&amp;fromJsp=SrMj">https://ops-ja.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?ictcd=8A8BE480CA&amp;houcd=H402901010026&amp;no=1&amp;totalCount=35&amp;fromJsp=SrMj</a>
小坂町立総合博物館郷土館	<a href="https://www.kahaku.go.jp/about/activity/index.html">https://www.kahaku.go.jp/about/activity/index.html</a>
埼玉県立嵐山史跡の博物館	<a href="https://www.kahaku.go.jp/institution/specimen/policy/index.html">https://www.kahaku.go.jp/institution/specimen/policy/index.html</a>
滋賀県立美術館	<a href="https://nama.bunka.go.jp/overview/houshin.html">https://nama.bunka.go.jp/overview/houshin.html</a>
滋賀県立琵琶湖博物館	<a href="https://www.town.kosaka.akita.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/c311RG00000252.html">https://www.town.kosaka.akita.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/c311RG00000252.html</a>
静岡県立美術館	<a href="https://ranzan-shiseki.spec.ed.jp/%E5%8D%9A%E7%89%A9%E9%A4%A8%E7%B4%B9%E4%BB%8B-1/%E5%8D%9A%E7%89%A9%E9%A4%A8%E3%81%AE%E4%BD%BF%E5%91%BD">https://ranzan-shiseki.spec.ed.jp/%E5%8D%9A%E7%89%A9%E9%A4%A8%E7%B4%B9%E4%BB%8B-1/%E5%8D%9A%E7%89%A9%E9%A4%A8%E3%81%AE%E4%BD%BF%E5%91%BD</a>
SOMPO美術館	<a href="https://www.shigamuseum.jp/about/the-collection-policy/">https://www.shigamuseum.jp/about/the-collection-policy/</a>
対馬博物館	<a href="https://www.biwahaku.jp/uploads/b4b39937c97bfecf5d0fcc0c51f7f21355319a94.pdf">https://www.biwahaku.jp/uploads/b4b39937c97bfecf5d0fcc0c51f7f21355319a94.pdf</a>
東京都現代美術館	<a href="https://spmoo.shizuoka.shizuoka.jp/archive/collection-policy/">https://spmoo.shizuoka.shizuoka.jp/archive/collection-policy/</a>
東京都写真美術館	<a href="https://www.sompo-museum.org/wp-content/uploads/2022/04/pdf_2022_plan.pdf">https://www.sompo-museum.org/wp-content/uploads/2022/04/pdf_2022_plan.pdf</a>
東京都庭園美術館	<a href="https://www.jpnsport.go.jp/muse/Portals/0/muse/pdf/Collection_policy_20210330.pdf">https://www.jpnsport.go.jp/muse/Portals/0/muse/pdf/Collection_policy_20210330.pdf</a>
徳島県立博物館	<a href="https://tsushimamuseum.jp/collection/policy/">https://tsushimamuseum.jp/collection/policy/</a>
鳥取県立博物館	<a href="https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/bunka_shisetsu/files/0000001774/policy.pdf">https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/bunka_shisetsu/files/0000001774/policy.pdf</a>
豊橋市自然史博物館	<a href="https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/bunka_shisetsu/files/0000002360/policy_r5.pdf">https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/bunka_shisetsu/files/0000002360/policy_r5.pdf</a>
長野県立歴史館	<a href="https://topmuseum.jp/contents/pages/collection_index.html">https://topmuseum.jp/contents/pages/collection_index.html</a>
名古屋博物館	<a href="https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/files/0000002353/shushuhoushin.pdf">https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/files/0000002353/shushuhoushin.pdf</a>
新潟県立歴史博物館	<a href="https://museum.bunmori.tokushima.jp/museum_documents/collectionpolicy20200201.html">https://museum.bunmori.tokushima.jp/museum_documents/collectionpolicy20200201.html</a>
新潟市美術館	<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1230429/siryou04.pdf">https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1230429/siryou04.pdf</a>
日本現代詩歌文学館	<a href="https://www.toyohaku.gr.jp/sizensi/05siryou/collectionpolicy.pdf">https://www.toyohaku.gr.jp/sizensi/05siryou/collectionpolicy.pdf</a>
浜松市秋野不矩美術館	<a href="https://www.npmh.net/about/public/flow.php">https://www.npmh.net/about/public/flow.php</a>
真庭市藤山郷土博物館	<a href="https://www.npmh.net/about/public/organizing.php">https://www.npmh.net/about/public/organizing.php</a>
みのかも文化の森・市民ミュージアム	<a href="https://www.museum.city.nagoya.jp/document/activity/survey/reference_collection.pdf">https://www.museum.city.nagoya.jp/document/activity/survey/reference_collection.pdf</a>
山形美術館	<a href="https://nbz.or.jp/uploads/2023/10/6c6a9f686a380a3dd986e274e4cc046c.pdf">https://nbz.or.jp/uploads/2023/10/6c6a9f686a380a3dd986e274e4cc046c.pdf</a>
山口市歴史民俗資料館	<a href="https://www1.g-reiki.net/pref.niigata/reiki_honbun/e401RG00000063.html">https://www1.g-reiki.net/pref.niigata/reiki_honbun/e401RG00000063.html</a>
機手市資料館	<a href="https://www1.g-reiki.net/pref.niigata/reiki_honbun/e401RG00000062.html">https://www1.g-reiki.net/pref.niigata/reiki_honbun/e401RG00000062.html</a>
栗東歴史民俗博物館	<a href="https://www.ncam.jp/about/%E6%96%B0%E6%BD%9F%E5%B8%82%E7%BE%8F%E8%A1%93%E9%A4%A8%E3%81%8C%E7%9B%AE%E6%8C%87%E3%81%99%E3%82%82%E3%81%AE/">https://www.ncam.jp/about/%E6%96%B0%E6%BD%9F%E5%B8%82%E7%BE%8F%E8%A1%93%E9%A4%A8%E3%81%8C%E7%9B%AE%E6%8C%87%E3%81%99%E3%82%82%E3%81%AE/</a>
良寛記念館	<a href="https://www.shikabun.jp/library/donation/">https://www.shikabun.jp/library/donation/</a>
	<a href="https://www1.g-reiki.net/hamamatsu/reiki_youkou/pdf/shimin/bijyutsukan/00063354.pdf">https://www1.g-reiki.net/hamamatsu/reiki_youkou/pdf/shimin/bijyutsukan/00063354.pdf</a>
	<a href="https://www.city.maniwa.lg.jp/uploaded/life/45257_121063_misc.pdf">https://www.city.maniwa.lg.jp/uploaded/life/45257_121063_misc.pdf</a>
	<a href="http://www.forest.minokamo.gifu.jp/annai/about_bunkanomori/pdf_02/p24_syuusyuu.pdf?20211129">http://www.forest.minokamo.gifu.jp/annai/about_bunkanomori/pdf_02/p24_syuusyuu.pdf?20211129</a>
	<a href="https://www.yamagata-art-museum.or.jp/unei">https://www.yamagata-art-museum.or.jp/unei</a>
	<a href="https://www1.g-reiki.net/yamaguchi/reiki_honbun/r245RG00000254.html">https://www1.g-reiki.net/yamaguchi/reiki_honbun/r245RG00000254.html</a>
	<a href="https://www1.g-reiki.net/city.yokote/reiki_honbun/r206RG00000843.html">https://www1.g-reiki.net/city.yokote/reiki_honbun/r206RG00000843.html</a>
	<a href="https://www.city.ritto.lg.jp/hakubutsukan/sub191.htm">https://www.city.ritto.lg.jp/hakubutsukan/sub191.htm</a>
	<a href="https://www.town.izumozaki.niigata.jp/reiki/reiki_honbun/e459RG00000558.html#joubun-toc-span">https://www.town.izumozaki.niigata.jp/reiki/reiki_honbun/e459RG00000558.html#joubun-toc-span</a>

(1) 「基本的運営方針(館の使命・目的)」に関する記述事例

「基本的運営方針(館の使命・目的)」に関しては、下記の視点で点検した。

- ① 制度整合性(法的根拠)
  - ・ 博物館法、条例、設置目的、運営方針と明確に合致しているか
- ② 公共性(社会的意義)
  - ・ 社会や市民・地域・国家に対してどのような貢献や役割を果たすかが記述されているか
  - ・ 公益性・文化的／教育的価値・持続性などに触れているか
- ③ 包括性(活動の全体性)
  - ・ 収集・保存・調査研究・展示・教育・普及・連携など、博物館・美術館の主要な活動領域が広く捉えられているか
  - ・ 使命が組織の一部門に限定されず、全体的な目的・方向性を示しているか
- ④ 実効性(運営との接続性)
  - ・ 使命が実際の事業や活動方針とつながっている(または下支えしている)内容になっているか
  - ・ 機能・業務・具体的な方針と乖離していないか
- ⑤ 明示性(宣言性)
  - ・ 「使命」「目的」「設置趣旨」などの語句が明記されているか
  - ・ または明確に使命的文脈(設置目的・理念)として位置づけられているか
- ⑥ 表現の明瞭性(理解しやすさ)
  - ・ 誰が読んでもわかりやすく、簡潔かつ的確な言葉で表現されているか
  - ・ 外部との共有や他機関への参照にも耐えうる構造と文体かどうか

多くの館で基本的運営方針に関連する記述はあるものの、上記視点に全て沿った方針の記述は 6 例であり、他の 42 例では何らかの視点が弱い内容となっている。

下記に、策定事例を掲載する。

表 7 「基本的運営方針(館の使命・目的)」に関する記述事例

<p>① 国立科学博物館(科学博物館)<sup>2</sup></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「基本的運営方針(館の使命・目的)」に関する内容(原文): 【使命】 国立科学博物館は自然史及び科学技術史の中核的研究機関として、また我が国の主導的な博物館として調査・研究、標本・資料の収集・保管・活用、展示・学習支援活動を通じ、人々が、地球規模課題を含む地球や生命、科学技術に対する認識を深め、地球と人類の望ましい関係について考察することに貢献することを使命としています。 &lt;コメント&gt;<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 国立機関としてのスケールの大きさと社会的責任の重さを的確に示した、強力で説得力ある使命の表記。</li><li>➤ 内容・構造ともに高度に整理されており、公共性・包括性・実効性のすべてにおいて優れたバランスを実現。</li><li>➤ 高度な専門性を含みつつも、読み手にとって意図が伝わる構造と可読性を両立しており、制度的にも理念的にも模範的なミッション文。</li></ul></li></ul>
---

<sup>2</sup> 国立科学博物館の使命 : <https://www.kahaku.go.jp/kahaku/about/gaiyou.html>

## ② 大阪市立自然史博物館(科学博物館)<sup>3</sup>

- ・ 「基本的運営方針(館の使命・目的)」に関する内容(原文):

### 【新たな使命】

大阪市立自然史博物館はその新たな役割を上記のように「ワクワクやドキドキに出会い、仲間と出会い、大阪の自然をともに大切にしていける人々の学び舎」であり、「市民と協働して過去の遺産を現在に活かし、未来につなげる」博物館であると再定義しました。さらに、博物館単独では実現できない究極の目標として「自然の探求と、人と自然が共存する豊かな社会の実現を図る人材の育成」を掲げています。

大阪市立自然史博物館はその実現に近づくために、旧来の使命を整理、改訂して5項目を改めて掲げています。

「自然の探求と、人と自然が共存する豊かな社会の実現を図る人材の育成」のためには、

1. 博物館が自然の情報拠点として機能すること
2. 社会教育施設として好奇心を刺激し、学びを支援すること

が重要であり、博物館がこのふたつを実現するためには、

3. 幅広い市民参画と市民連携
4. 文化学術機関との連携
5. よりよいマネジメントの確立

が欠かせない要素であると考えているからです。

大阪市立自然史博物館がこれらの社会的な役割を果たすためには大きな努力と発展が必要です。特に老朽化した施設の大幅な刷新と機能強化、収蔵スペースの確保は欠くことができない要素です。そしてもう一つの大きな要素が、広範な利用者をはじめとする皆様のご理解と支援です。利用者、各界関係者、市民、法人、行政などさまざまな関係の皆様への博物館の活動への興味とご理解をいただき、支援と参加を得たいと考え、この新たなビジョンと使命を公表します。

### <コメント>

- 市民協働・教育・マネジメント含む体系的使命の表記。

## ③ 山形美術館(美術博物館)<sup>4</sup>

- ・ 「基本的運営方針(館の使命・目的)」に関する内容(原文):

### I 基本的な考え方

#### 1 基本コンセプト

山形県民の文化の向上を推進する「公立美術館より一段と幅広い県民の美術館」

#### 2 山形美術館の目指す姿

- (1) 山形らしいアイデンティティを形成し、地域への愛着と誇りを醸成する美術館
  - 山形所縁の美術、日本・東洋美術及びフランス近代美術を三本柱として収集保存、企画展示、調査研究を行う。
- (2) 美術を通して生き活きとした県民生活を実現する美術館
  - 魅力ある展覧会の開催を通して、県民に感動・安らぎ・歓びを提供する。
- (3) 美術を通して人づくりを支援する美術館
  - 来館者に鑑賞学習機会を提供し、人間性・創造力・感性の育成を促進する。ま

<sup>3</sup> 大阪市立自然史博物館の新たな使命： <https://www.omnh.jp/2about/mission2023-12final.pdf>

<sup>4</sup> 山形美術館基本運営方針： <https://www.yamagata-art-museum.or.jp/unei>

た、地域の多様な創作活動の発表の場として展示施設を提供する。

(4) 美術を通して人と人をつなぎ、地域を元気にする美術館

— 優れた美術作品の展示等を通して文化の多様性を広げ、県内外の交流と振興を促進する。

<コメント>

- 「地域への愛着と誇り」「人づくり」「交流」など、社会的意義と公共性が高い使命の表記。
- 博物館としての本質(保存・鑑賞・教育・感性育成)を使命内に統合

(2) 「資料の収集及び管理の方針」のうち、「資料収集の目的と意義」に関する記述事例

「資料収集の目的と意義」に関しては、下記の視点で点検した。

- ・方針が、単なる収集ではなく、教育・調査研究・展示・文化発展に寄与することを明示しているか。
- ・資料を「社会共有の財産」として明確に位置付け、長期的な継承の視点を持っているか。
- ・「資料収集の目的と意義」の記述が具体的で、博物館の設立目的と一貫しているか。

多くの館で資料収集の目的と意義に関連する記述はあるものの、上記視点に全て沿った方針の記述は 8 例であり、他の 40 例では何らかの視点が弱い内容となっている。

下記に、策定事例を掲載する。

表 8 「資料収集の目的と意義」に関する記述事例

<p>① 東京都写真美術館(美術博物館)<sup>5</sup></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「資料収集の目的と意義」に関する内容(原文): 写真作品(オリジナル・プリント)を中心に、写真文化を理解する上で必要なものを、幅広く収集する。</li></ul> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 展示・教育活動と資料収集が明確に結びついており、理念と実践が一致している。</li><li>➤ 資料を文化財として蓄積・継承する姿勢が明確であり、収集体制も整備されている。</li><li>➤ 設立趣旨(写真文化の理解と普及)と具体的な収集対象が明確に結びついている。</li></ul>
<p>② 対馬博物館(総合博物館)<sup>6</sup></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「資料収集の目的と意義」に関する内容(原文): 対馬博物館は総合博物館として、歴史、考古、美術、民俗、自然史の分野において、地域に根ざした資料収集活動に積極的に取り組みます。</li></ul> <p>また、博物館の主要な機能として、資料の収集・保存、調査研究、展示、教育普及があり、資料の収集・保存は 博物館事業全体の根幹となる活動です。対馬博物館が収集した資料群は、安全に保管し、当館学芸員及び連携機関と協力して調査研究を行い、その成果として皆さまに展示を通してご紹介します。</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 収集と教育・研究・展示活動の連動が明示されている。</li><li>➤ コレクションを保全・継承する社会的責任が明記されており、理念的・実務的整合性がある。</li><li>➤ 設立地域の特性と博物館機能に即した対象分野と方針が具体的かつ体系的に示されている。対象・方法ともに明確。</li></ul>
<p>③ 出雲崎町良寛記念館(美術博物館)<sup>7</sup></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「資料収集の目的と意義」に関する内容(原文):</li></ul> <p>【設置】</p> <p>第 1 条 博物館法第 18 条の規定に基づき、良寛を通じて町民の郷土に対する認識を深め、教育、学術及び文化の向上を図るため、良寛記念館を出雲崎町大字米田 1 番地に設置する。</p>

<sup>5</sup> 東京都写真美術館 収集の基本方針 :[https://topmuseum.jp/contents/pages/collection\\_index.html](https://topmuseum.jp/contents/pages/collection_index.html)

<sup>6</sup> 対馬博物館の資料収集について : <https://tsushimamuseum.jp/collection/policy/>

<sup>7</sup> 出雲崎町良寛記念館 良寛記念館の設置及び管理に関する条例

: [https://www.town.izumozaki.niigata.jp/reiki/reiki\\_honbun/e459RG00000558.html#joubun-toc-span](https://www.town.izumozaki.niigata.jp/reiki/reiki_honbun/e459RG00000558.html#joubun-toc-span)

【事業】

第2条 記念館は、良寛に関するものを主とした歴史、民俗、美術品等に関する資料の収集、保管及び展示、調査及び研究、講演会、研究会等の開催、その他目的達成のための事業を行う。

<コメント>

- 教育・学術・文化の向上が設立目的に含まれ、展示・調査・講演など実施内容とも整合。
- 「保存環境の整備」「修覆」など、明確な保存・継承の実務が整っており、長期的継承の理念にも対応。
- 良寛を主題とした収集方針が設立趣旨と明確に一致し、資料の対象範囲も具体的で明確。

収蔵庫問題対応に資すると推察される「資料収集の目的と意義」に関する記述も8例に留まった。

表9 収蔵庫問題対応に資する可能性のある「資料収集の目的と意義」に関する記述事例

館名	「資料収集の目的と意義」に関する記述事例
大阪市立自然史博物館	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「博物館の収蔵スペースは有限である。(中略)移設後17年が経過し、分野によっては新規の収蔵が難しい状況が生じている…」<sup>8</sup></li></ul> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 資料収集の目的と意義の中で、収蔵庫のスペース制約を認識し、将来的な計画として再配置・新収蔵庫の建設を計画。</li></ul>
鳥取県立博物館	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「昭和47年度に設置された本館は、収蔵庫や展示室の狭隘化が深刻な問題となり、平成28年度末には美術分野を独立する方針が決定されるものの、収蔵資料を適切な広さや環境で保管して将来に引き継ぐことは今後も継続する課題である。</li></ul> <p>よって、博物館資料(当館が所有し収蔵資料管理システムに登録する資料)として資料を採集(拾得等)、購入、製作又は寄贈受入れするときは、当該資料が収集に値するかどうか慎重に判断する必要があるため、次の収集方針を定める。」<sup>9</sup></p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 基本方針の中で収蔵庫の狭隘化を意識した収集方針を位置付けている。</li></ul>
埼玉県立嵐山史跡の博物館	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「史跡『菅谷館跡』や比企地域の中世城館跡をはじめとする貴重な文化財を、将来にわたって確実に保存・管理するとともに、関係資料の収集、保管、調査研究を進め、その成果を展示等により公開していくことを基本的使命とする」<sup>10</sup></li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 具体的な収蔵庫の課題には言及されていないが、「確実な保存・管理」を基本的使命としており、収蔵庫管理の方針として関係がある可能性</li></ul>

<sup>8</sup> 大阪市立自然史博物館 : <https://www.omnh.jp/2about/mission2023-12final.pdf>

<sup>9</sup> 鳥取県立博物館 : <https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1230429/siryou04.pdf>

<sup>10</sup> 埼玉県立嵐山史跡の博物館 : <https://ranzan-shiseki.spec.ed.jp/%E5%8D%9A%E7%89%A9%E9%A4%A8%E7%B4%B9%E4%BB%8B->

[1/%E5%8D%9A%E7%89%A9%E9%A4%A8%E3%81%AE%E4%BD%BF%E5%91%BD?utm\\_source=chatgpt.com](https://ranzan-shiseki.spec.ed.jp/%E5%8D%9A%E7%89%A9%E9%A4%A8%E3%81%AE%E4%BD%BF%E5%91%BD?utm_source=chatgpt.com)

館名	「資料収集の目的と意義」に関する記述事例
	がある。
神奈川県立歴史博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「収蔵庫及び展示室の温湿度と空気質等の環境の改善に努め、県民共有の財産である博物館資料を将来に渡り安定的に保管できる体制を整備する」<sup>11</sup></li> <li>➤ 資料収集の目的と意義の中で、収蔵庫の環境整備を前提とした運営方針が示されている。</li> </ul>

<sup>11</sup> 神奈川県立歴史博物館：  
[https://ch.kanagawa-museum.jp/uploads/20240328\\_kongonotorikumi.pdf](https://ch.kanagawa-museum.jp/uploads/20240328_kongonotorikumi.pdf)

(3) 「資料の収集及び管理の方針」のうち、「収集対象の資料の範囲」に関する記述事例

「収集対象の資料の範囲」に関しては、下記の視点で点検した。

- ・収集対象の範囲が単に列挙されているのではなく、明確なコンセプトのもとで設定されているか。
- ・収集の根拠が博物館の設立目的・社会的役割と一致しているか。
- ・収集対象が体系的に整理されているか

多くの館で方針そのものの記述はあるものの、上記視点に全て沿った方針の記述は 4 例であり、他の 45 例では何らかの視点が弱い内容となっている。

下記に、策定事例を掲載する。

表 10 「収集対象の資料の範囲」に関する記述事例

<p>① 国立科学博物館(科学博物館)<sup>12</sup></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「収集対象の資料の範囲」に関する内容(原文): I コレクションの構築</li><li>・ 我が国の自然史及び科学技術史の中核的研究機関としての当館が収集対象とする主要なコレクションは、自然史に関する標本・資料・リビングコレクションや科学・技術・産業の歴史に関する科学技術史資料であり、その種類は動物、植物、菌類、岩石・鉱物、化石、人骨標本及び科学技術史資料等、多岐にわたるものとする。</li><li>・ コレクションの主な収集地域は、自然史標本・資料・リビングコレクションにおいては国内及び東アジアから東南アジア地域、海洋においては主に日本列島周辺海域及び西部北太平洋であり、科学技術史資料においては主に日本国内とするが必要に応じて国外資料も対象とする。</li><li>・ コレクションの主な収集は、基盤研究や総合研究等の研究計画に従い、各担当分野の研究者及び支援研究者等が進める。</li><li>・ 標本資料センターでは、当館の強みを伸ばし弱みを補強できるよう、各研究部と連携して、従来収集されたことのない地域・時代での資料収集や、当館において収集されていない分類群のコレクションの充実を図る。また、自然史系標本セーフティネットを通じた博物館、大学等研究機関、研究者、個人収集家等からの寄贈の受入れを行う。</li><li>・ 科学技術史資料については、博物館、大学等研究機関、企業、個人等からの寄贈資料の受入れを行う。産業技術史資料情報センターでは、業界団体や学会、企業等と協働し産業技術史資料情報の収集を行う。活動を通じて得られた情報を理工学研究部と共有し、社会的に重要な資料の保全やコレクション受入れにつなげる。</li><li>・ 学術的に貴重な有価標本・資料・リビングコレクションに関しては、該当分野研究者と標本資料センター等で学術的価値と価格を評価した上で購入する。理工系の資料については必要な分野については産業技術史資料情報センター等も評価に加わる。</li></ul> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 国の研究機関としての役割に即し、学術的・教育的目的を支える収集。</li><li>➤ 資料種、地域、方法、評価軸など、複数の分類体系により整理。</li></ul>
---

<sup>12</sup> 国立科学博物館 標本資料センター コレクションポリシー : <https://www.kahaku.go.jp/kenkyu/kenkyubu/hyohon.html>

## ② 豊橋市自然史博物館(科学博物館)<sup>13</sup>

- ・ 「収集対象の資料の範囲」に関する内容(原文):

(1)豊橋市自然史博物館の設立目的である『地球の歴史』『生物の進化』『郷土の自然』について学び、自然に親しみ、自然を大切にすることを養うことに資する資料を収集する。

(2)豊橋市自然史博物館の活動の充実を図るため、以下の資料を収集する。

### ア 学術的に重要な資料

研究成果の証拠:タイプ標本、論文等の証拠資料、分布・生態の記録資料など希少性の高い資料:絶滅種、地域絶滅個体群、消滅産地の化石や岩石・鉱物、絶滅危惧種、地域の固有種、現在では入手が困難な資料 など

### イ 多様性と多様性網羅率を上げる資料

個体変異、分類群、系統進化などを網羅する資料

個体変異、分類群、系統進化などのそれぞれを代表する資料

### ウ 話題性の高い資料

最大、最小、美麗、特殊な形態・生態など話題性の高い資料

(3)以下に該当する場合は受入れない。

### ア 国内法、国際条約等を遵守せずに入手された資料

### イ 資料の適切な管理・保存・有効活用等が見込めない場合

### ウ 著しく状態の悪い資料

### <コメント>

- 設立目的に基づいた資料選定がされており、地域性・教育性・研究性が組み込まれている。
- 目的別・性質別に分類された収集項目が設定されており、多軸的で構造的。

## ③ 名古屋市博物館(歴史博物館)<sup>14</sup>

- ・ 「収集対象の資料の範囲」に関する内容(原文):

考古分野

### 〔基本方針〕

1. 名古屋を中心とする地域の考古に関する資料
2. 日本考古学上基準となる資料

### 〔目標〕

1. 名古屋を中心とする地域の個人コレクションの収集
2. 各時代・時期に当地域が属した「文化圏」内で出土した事が明らかな資料の収集
3. 出土地域に関わらず、以下の諸点において、当地域との関連が深いと認められる資料の収集
  - (1) 資料自体が当地方の生産品であることが明らかな資料
  - (2) 資料自体が当地方の属した「文化圏」の影響を受けている、あるいは当地方の属した「文化圏」に影響を及ぼしていることが明らかな資料

<sup>13</sup> 豊橋市自然史博物館： <https://www.toyohaku.gr.jp/sizensi/05siryou/collectionpolicy.pdf>

<sup>14</sup> 名古屋市博物館： [https://www.museum.city.nagoya.jp/document/activity/survey/reference\\_collection.pdf](https://www.museum.city.nagoya.jp/document/activity/survey/reference_collection.pdf)

## 美術工芸分野

### 〔基本方針〕

1. 名古屋を中心とする地域の美術工芸に関する資料
2. 日本美術全体の流れの上で基準となる資料

### 〔目標〕

1. 名古屋を中心とする地域の画家および俳人の書画の収集
2. 同上地域の武将の肖像画や合戦図などに関連する資料の収集
3. 同上地域の武器・武具の収集
4. 同上地域の寺社で保有する文化財の一括収集
5. 陶磁器・金工・七宝・漆工芸・染織については、年紀銘、作者銘を有するもの、時代様式を端的に備えるもの等、基準資料たりえるものを収集
6. 彫刻については、全国レベルでみての重要資料の収集
7. 著名なコレクションで散逸の恐れがある資料の収集

## 文書典籍分野

### 〔基本方針〕

1. 名古屋を中心とする地域の歴史に関する資料
2. 日本史全体の流れの上で基準となる資料

### 〔目標〕

1. 尾張の町方・村方文書など、一括資料の収集(尾張以外の尾張藩領を含む)
2. 尾張関係の典籍の収集(尾張の出版物・尾張に関する人物の著作など)
3. 名古屋市街図・地籍図の収集(尾張以外の尾張藩領の図を含み、広域図の場合は優品で価値の高い資料)
4. 尾張に関する文書・記録、および尾張に関係する人物の文書・記録などの収集
5. 尾張に所在した歴史的価値が高い資料の収集
6. 地域にこだわらず、古文書学上、基準的様式を具備する各時代の基本的文書の収集
7. 地域にこだわらず、書誌学上、重要な典籍類の収集(代表的な出版物・写本など)
8. 著名なコレクションで散逸の恐れがある資料の収集

## 民俗分野

### 〔基本方針〕

1. 名古屋を中心とする地域の民俗に関する資料
2. 日本民俗全体の上で基準となる資料

### 〔目標〕

1. 名古屋を中心とする地域の民俗芸能用具ならびに儀礼・信仰関係用具の収集
2. 民俗事象を表す写真・映像・音源などの収集
3. 地域的な特色を示す衣・食・住に関する資料の積極的な収集
4. 名古屋を中心とする地域の災害関係資料の収集
5. 商業に関する資料の体系的な収集

6. 機械化されていない諸職用具の収集(製品見本、製作工程見本の製作依頼を含む)
7. 農具・養蚕具・製紙用具・亜炭採掘用具・漁具については館蔵品の補完的収集
8. 絞りについては、海外のものも含む重点的な収集
9. 名古屋を中心とする地域の遊戯具・玩具・食玩の収集(製作依頼を含む)
10. 明治以降の産業資料のうち、時計、バイオリン、企業が製造した製造機械の収集

<コメント>

- 各分野において選定基準・分類・収集目的が明文化されている。
- 名古屋中心に据えつつ、全国的価値も踏まえており、文化継承と研究活用を両立。
- 分野ごとに明確な分類と収集方針があり、構造的で柔軟性も高い。

- (4) 「資料の収集及び管理の方針」のうち、「資料収集に関する基準・計画」に関する記述事例  
「資料収集に関する基準・計画」に関しては、下記の視点で点検した。
- ・収集基準が単なる対象範囲の記述ではなく、意思決定・承認プロセス、計画的な管理プロセスが記載されているか。
  - ・博物館の目的や収集方針に照らした取得基準があるか、長期的な視点で策定されているか。
  - ・資料の収集において「収蔵スペース」「活用計画」「維持管理」などの要素が組み込まれているか。
- 多くの館で方針そのものの記述はあるものの、上記視点に全て沿った方針の記述は11例であり、他の37例では何らかの視点が弱い内容となっている。
- 下記に、策定事例を掲載する。

表 11 「資料収集に関する基準・計画」に関する記述事例

<p>① 香川県立ミュージアム(その他博物館)<sup>15</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「資料収集に関する基準・計画」に関する内容(原文):  香川県の歴史及び文化、芸術を理解するうえで必要な資料を収集して、体系的に整理し、保存のために必要な処置を行い、最適な条件で保管することは博物館の最も基本的な機能である。  寄贈や寄託の申し入れがあった資料については、調査に出向いて、資料を預かり、調査・整理作業の結果、収蔵すべきであると判断されたものについて手続きを行う。受け入れ後は殺虫処理をし、引き続き詳しい調査研究・整理を行って資料目録を作成して、順次、館蔵品データ検索システムに登録する。</li> </ul> <p>(2)資料整理保管活動</p> <p>①収蔵資料管理システム</p> <p>平成 26 年度に、早稲田システム開発株式会社の「I.B.MUSEUM SaaS」を導入し運用することで、資料についての情報の一元管理をしている。</p> <p>【データベースの内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収蔵資料の管理  収蔵資料について、名称・年代・法量・資料内容・画像から、収蔵場所・所蔵、時系列で記録される展示・貸出・修理等の履歴など、その資料・作品に係るほとんど一切の情報を一元的に登録している。資料・作品の管理のみならず展示準備等でも利用される。</li> </ul> <p>②虫菌害対策</p> <p>i)資料等の殺虫・殺菌処理  収集した資料や借用した資料は、必要がある場合、一時保管庫に搬入、仮収蔵し、適期に殺虫・殺菌した後、収蔵庫へ搬入、また展示等に活用している。</p> <p>ii)モニタリング  展示室、収蔵庫等、館内数箇所に粘着トラップ等を設置し、定期的に観察して館内における生物発生状況を調査している。</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 受入のための調査・判断・整理・データ化のプロセスを具体的に明示。</li> <li>➢ 博物館の機能(使命)との直接的な関係性が明示されており、かつ「体系的整理」「最適な保管条件」など長期的保存を前提とした文言も含有。</li> </ul>
--

<sup>15</sup> 香川県立ミュージアム : <https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/7815/r4nenpou.pdf>

- データベースによる収蔵管理・履歴管理に加え、防虫防菌管理やモニタリングによる維持管理体制を整備。

## ② 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館(歴史博物館)<sup>16</sup>

- ・ 「資料収集に関する基準・計画」に関する内容(原文):  
秩父宮記念スポーツ博物館・図書館において収集する「スポーツ資料」\*1 は、日本のスポーツに関し、①日本におけるスポーツ及び競技の発展、また、②日本におけるスポーツと社会とのつながりやスポーツ文化の拡がりを示す、日本のスポーツ研究(スポーツ史及びスポーツ科学、体育・スポーツ教育など)及び競技の理解のために欠くことができないもの\*4 であり、これまでのコレクションの継続を図るとともに、特に散逸等のおそれが高く、国において保全する必要のあるものを対象とする。

\*1:スポーツにおけるパフォーマンス、レギュレーション、開発、パフォーマンスの記録、記念と顕彰、選手の人となり、という観点から、用具・用品、ユニフォーム、メダル、文書類、写真、図書・雑誌などで構成される資料群が持つ一体的な価値を損なわないように、統合性・完全性をできるだけ保ちながら、収蔵スペースを勘案し、包括的に保存する。

\*4:学芸員・司書が総合的に判断する。その際には、秩父宮記念スポーツ博物館・図書館に設置する運営協議会等の学識経験者の意見を参考にする。

### <コメント>

- 「学芸員、司書等が総合的に判断し、必要に応じて運営協議会等の学識経験者の意見を参考にする」と明記されており、専門職および外部有識者を含む制度的な判断体制の存在が確認できる。
- 収集対象は「スポーツ及び競技の発展」「スポーツ文化の拡がり」「研究・理解に欠かせないもの」等で構成されており、スポーツ史資料を文化的資産として記録・継承する方向性を明記。  
また、「散逸等のおそれが高く、国において保全する必要のあるもの」という記述により、長期的保存と社会的責任を明示。

## ③ 豊橋市自然史博物館(科学博物館)<sup>17</sup>

- ・ 「資料収集に関する基準・計画」に関する内容(原文):  
豊橋市自然史博物館は、質の高い充実したコレクションを社会共有財産として構築し、これを適切に管理・保存するとともに、有効活用を図り、自然史研究の発展と科学教育の振興に資するため、以下のとおり資料収集方針を策定する。

### 3 資料の受入れ方法

- (1)資料の受入れ方法は、採集、購入、寄贈によるものとし、寄託による受入れは、災害等に起因する資料の一時避難など特別な事情がある場合を除き行わない。
- (2)評価額 1 件100万円以上または重要な資料を受入れる場合は、事前に資料収集委員会を開催し、資料の学術的価値や評価額の妥当性について審査を受けなければならない

<sup>16</sup> 秩父宮記念スポーツ博物館・図書館：

[https://www.jpnsport.go.jp/muse/Portals/0/muse/pdf/Collection\\_policy\\_20210330.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/muse/Portals/0/muse/pdf/Collection_policy_20210330.pdf)

<sup>17</sup> 豊橋市自然史博物館：<https://www.toyohaku.gr.jp/sizensi/05siryou/collectionpolicy.pdf>

ない。

(3)資料収集委員会の審査対象外の資料については、「資料受入表」により受入れる。

<コメント>

- 「資料収集委員会の審査」「資料受入表による手続き」を明記。
- 「自然史研究と科学教育の振興」「社会共有財産の構築」を明記。

収蔵庫問題対応に資すると推察される「資料収集に関する基準・計画」に関する記述は 7 例に留まった。

表 12 収蔵庫問題対応に資する可能性のある「資料収集に関する基準・計画」に関する記述事例

館名	「収集対象の資料の範囲」「資料収集に関する基準・計画」に関する記述事例
大阪市立自然史博物館	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「博物館の収蔵スペースは有限である。(中略)移設後 17 年が経過し、分野によっては新規の収蔵が難しい状況が生じている。このような収蔵庫の状況のもとで将来の寄贈に対応するために、以下のような方針を立てている…」<sup>18</sup></li><li>・ 「館内の再配置・施設整備による収蔵余力創出」</li><li>・ 「新収蔵庫の増設計画」</li></ul> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 資料の受け入れを整理し、収蔵庫の逼迫を軽減するための計画として示している。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「寄贈標本の受け入れ前調査を行い、学術的価値と資料状態を分類し、適切な処置を決定…」<sup>22</sup></li></ul> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 収集基準を厳格化し、無計画な受け入れを防ぐことで収蔵庫の逼迫を回避する意図がある。</li></ul>
神奈川県立歴史博物館	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「収蔵スペースの狭隘化と収蔵環境の改善に向けた取組を強化し、未来へ継承すべき資料の収集を着実に推進する」<sup>19</sup></li><li>・ 「収蔵庫及び展示室の温湿度と空気質等の環境の改善に努め、県民共有の財産である博物館資料を将来に渡り安定的に保管できる体制を整備する」</li></ul> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 収蔵環境の維持管理を長期的な視点で重視し、計画的な収集を進める方針を示している。</li></ul>
対馬博物館	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「地域に根ざした資料を収集する」「収集活動において、貴重な資料の流出や散逸を防ぐ」<sup>20</sup></li></ul> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 収集方針を地域に特化し、収蔵スペースの有効活用を図っている可能性がある。</li></ul>

<sup>18</sup> 大阪市立自然史博物館：https://www.omnh.jp/2about/mission2023-12final.pdf

<sup>19</sup> 神奈川県立歴史博物館：  
https://ch.kanagawa-museum.jp/uploads/20240328\_kongonotorikumi.pdf

<sup>20</sup> 対馬博物館：https://tsushimamuseum.jp/collection/policy/

館名	「収集対象の資料の範囲」「資料収集に関する基準・計画」に関する記述事例
鳥取県立博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域にこだわらず、書誌学上、重要な典籍類の収集を行う」「地域的な特色を示す衣・食・住に関する資料」<sup>21</sup></li> <li>&lt;コメント&gt;</li> <li>➤ 収蔵庫のひっ迫についての直接的な言及はないが、収集基準を明確にすることで収蔵計画を管理する意図が見られる。</li> </ul>

<sup>21</sup> 鳥取県立博物館 : <https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1230429/siryoku04.pdf>

- (5) 「資料の収集及び管理の方針」のうち、「資料収集の手段・方法」に関する記述事例  
 「資料収集の手段・方法」に関しては、下記の視点で点検した。
- ・受入の可否を判断するための「手順・方法」が制度的に構築され、実効的に運用可能なものとして記述されているか。
  - ・計画的収集に向けた手段(例:寄贈依頼、購入、発掘など)が体系的に記載されているか。
- 多くの館で方針そのものの記述はあるものの、上記視点に全て沿った方針の記述は3例であり、他の45例では何らかの視点が弱い内容となっている(上記視点に全て沿った3例はいずれも非公開の内規等によるものであるため掲載しない)。

収蔵庫問題対応に資すると推察される「資料収集の手段・方法」に関する記述も2例に留まった。

表 13 収蔵庫問題対応に資する可能性のある「資料収集の手段・方法」に関する記述事例

館名	「資料収集の手段・方法」に関する記述事例
大阪市立自然史博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「収蔵庫の状況のもとで将来の寄贈に対応するため、以下のような方針を立てている。            A.事前対応            B.寄贈事案発生時の対応            C.受入体制の整備…」<sup>22</sup></li> </ul> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 収集手段として、個人所蔵標本の管理指導、適切な寄贈先の紹介、標本レスキュー事業の活用を掲げている。</li> </ul>

<sup>22</sup> 大阪市立自然史博物館 : [https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh\\_collection\\_policy2018.pdf](https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh_collection_policy2018.pdf)

- (6) 「資料の収集及び管理の方針」のうち、「収集・管理に関する倫理規定」に関する記述事例  
「収集・管理に関する倫理規定」に関しては、下記の視点で各収集方針を点検した。
- ・収集・管理の倫理規定が、博物館の社会的責任と透明性を確保するための方針として明確に示されているか。
  - ・寄贈・購入・貸借などの収集プロセスにおいて、倫理的なガイドラインが示されているか。
  - ・文化財・歴史的資料の返還、複製の取り扱い、研究者・市民との関係における適切な行動規範が定められているか。
- 上記視点に全て沿った方針の記述は1例であり、他の47例では何らかの視点が弱い内容となっている。  
下記に、策定事例を掲載する。

表 14 「収集・管理に関する倫理規定」に関する記述事例

<p>① 大阪市立自然史博物館(科学博物館)<sup>23</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「収集・管理に関する倫理規定」に関する内容(原文):  資料収集方針</li> </ul> <p>A.事前対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人所蔵標本の管理へのアドバイス  未整理の標本、管理状態の悪い標本は寄贈されても廃棄せざるをえなかったり、整理する場合にも手間がより必要になる場合がある。このため、保有者に適切な指導を行う。また、当館よりも資料にとってふさわしい博物館や研究機関・学習施設などがある場合にはその紹介なども必要に応じて行う。</li> </ol> <p>B.寄贈事案発生時の対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 寄贈標本の受け入れ前調査</li> <li>5. 当館標本資料として受け入れないものについての考え方</li> </ol> <p>行動規範</p> <p>行動規範 3.経営  自然史博物館に携わる者は、博物館の運営の透明性を確保し、公平と公正を原則としつつ、自然史博物館の使命達成のために最適かつ最大限の努力を行う。また、その評価に参画することで、継続的な改善に努める。</p> <p>行動規範 4.収集・保存  自然史博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来へ橋渡しをすることを社会から託された責務と自覚し、その収集と保存に取り組む。また、自然環境や文化財の保全に配慮し、博物館の定める収集方針や計画に従い、正当な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。資料は保存と活用のバランスに配慮して公開に務める。</p> <p>行動規範 5.生命と文化への敬意  自然史博物館に携わる者は、資料にかかわる多面的な価値を尊重し、生命や歴史への敬意をもって資料を扱い、これを維持する。また、資料や自然史科学に関係する人々の多様な価値観や権利に配慮して活動する。</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 社会的責任・透明性・公平性に関する明確な行動規範を明示。</li> <li>➤ 収集プロセスにおいて、受入れ可否の評価基準や出所の妥当性、他館との連携、売却の回避など、倫理的判断に基づくガイドラインを文書化。</li> </ul>
--

<sup>23</sup> 大阪市立自然史博物館 : [https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh\\_collection\\_policy2018.pdf](https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh_collection_policy2018.pdf)

- 他者の権利と価値観への配慮、法令遵守、複製や展示用資料としての代替的活用、そして貸出管理(別途規定あり)などを明文化。

一方、収蔵庫問題対応に資すると推察される「収集・管理に関する倫理規定」に関する記述は全ての館で確認できなかった。

- (7) 「資料の収集及び管理の方針」のうち、「収集資料の受入れ・整理手順」に関する記述事例「収集資料の受入れ・整理手順」に関しては、下記の視点で各収集方針を点検した。
- ・受入れ基準が明確に定義されており、無計画な収集を防ぐための手続きが存在するか。
  - ・受入れ後の分類・管理・データベース化の手順が具体的に明記されているか。
  - ・受入れに関する倫理的な配慮(権利関係の確認・文化財の返還手続きなど)が組み込まれているか。
- 上記視点に全て沿った方針の記述は4例であり、他の44例では何らかの視点が弱い内容となっている。下記に、策定事例を掲載する。

表 15 「収集資料の受入れ・整理手順」に関して特徴的な記述内容

<p>① 大阪市立自然史博物館(科学博物館)<sup>24</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「収集資料の受入れ・整理手順」に関する内容(原文): 資料収集方針</li> </ul> <p>B. 寄贈事案発生時の対応</p> <p>2. 寄贈標本の受け入れ前調査</p> <p>正式の寄贈受け入れ前に標本調査を行い、次のように区分する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 学術的価値が高く、資料状態も良いことから当館で収蔵すべき資料 →4. に従い活用可能性を検討</li> <li>2) 学術的価値も高く、資料状態も良いが、当館よりふさわしい機関がある資料 →A.2 にのべたとおり当該機関に照会し、担当者間・寄贈者で協議する。</li> <li>3) 資料状態は良いが、学術的価値が低い標本 →5. に従い活用可能性を検討</li> <li>4) 資料状態が悪いが、学術的価値は高く保存すべき標本 →保存処理を検討、または記録後廃棄を検討</li> </ol> <p>4. 資料受け入れ時に整理活用計画を協議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 当館資料として受け入れる資料は、どのような活用をする方針か、整理の見通しなどを伝える。</li> <li>2) 遺贈や遺族寄付による優先整理の申し出は、収蔵庫の状況、資料価値、整理作業者の状況などを踏まえて慎重に判断する。</li> </ol> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 受入前に調査・分類を実施し、その上で「整理活用計画」の協議に進むという、文書化された受入判断プロセスを体系的に整備。</li> <li>➤ 資料は受入・整理段階からデータベース化を前提とした処理が行われる体制にあり、将来的な活用や公開と連動した記録情報の整備を制度的に担保。</li> </ul>
---

<sup>24</sup> 大阪市立自然史博物館 : [https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh\\_collection\\_policy2018.pdf](https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh_collection_policy2018.pdf)

収蔵庫問題対応に資すると推察される「収集資料の受入れ・整理手順」に関する記述も3例に留まった。

表 16 収蔵庫問題対応に資する可能性のある「収集資料の受入れ・整理手順」に関する記述事例

館名	「収集資料の受入れ・整理手順」に関する記述事例
大阪市立自然史博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「館内の再配置・施設整備による収蔵余力創出・・・」</li> <li>・ 「旧第2、第4収蔵庫の高密度化を行った上での再利用をすすめる。移動式棚を設置して収蔵効率を上げ、150平米程度相当の収蔵スペースを確保する・・・」<sup>25</sup></li> </ul> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 収蔵スペースの効率化を目的とした整理手順を明示し、収蔵庫の逼迫を回避するための具体的な手順を策定している。</li> </ul>
豊橋市自然史博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「資料の受入れ方法は、採集、購入、寄贈によるものとし、寄託による受入れは、災害等に起因する資料の一時避難など特別な事情がある場合を除き行わない」<sup>26</sup></li> </ul> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 収集資料の受入れの段階で、寄託資料の管理負担を抑える方向性を持つ。</li> </ul>

<sup>25</sup> 大阪市立自然史博物館： [https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh\\_collection\\_policy2018.pdf](https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh_collection_policy2018.pdf)

<sup>26</sup> 豊橋市自然史博物館： <https://www.toyohaku.gr.jp/sizensi/05siryou/collectionpolicy.pdf>

(8) 「資料の収集及び管理の方針」のうち、「資料の日常の管理方法」に関する記述事例

「資料の日常の管理方法」に関しては、下記の視点で各収集方針を点検した。

・資料の適切な保管方法(温度・湿度管理・劣化防止対策)が明記されているか。

・資料の定期的な管理(監査・点検・修復など)の手順が示されているか。

上記視点に全て沿った方針の記述は5例であり、他の43例では何らかの視点が弱い内容となっている。

下記に、策定事例を掲載する。

表 17 「資料の日常の管理方法」に関して特徴的な記述内容

<p>① 香川県立ミュージアム(その他博物館)<sup>27</sup></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「資料の日常の管理方法」に関する内容(原文): (2)資料整理保管活動<ul style="list-style-type: none"><li>①収蔵資料管理システム 【データベースの内容】 ・収蔵資料の管理 収蔵資料について、名称・年代・法量・資料内容・画像から、収蔵場所・所蔵、時系列で記録される展示・貸出・修理等の履歴など、その資料・作品に係るほとんど一切の情報を一元的に登録している。資料・作品の管理のみならず展示準備等でも利用される。</li><li>②虫菌害対策<ul style="list-style-type: none"><li>i)資料等の殺虫・殺菌処理 収集した資料や借用した資料は、必要がある場合、一時保管庫に搬入、仮収蔵し、適期に殺虫・殺菌した後、収蔵庫へ搬入、また展示等に活用している。</li><li>ii)モニタリング 展示室、収蔵庫等、館内数箇所に粘着トラップ等を設置し、定期的に観察して館内における生物発生状況を調査している。</li></ul></li></ul></li></ul> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 殺虫・殺菌処理や生物被害のモニタリングが明記されており、害虫・カビ害に対する予防措置を体系的に実施。</li><li>➤ 資料に対する定期的な点検(虫害・カビ害調査)および履歴管理(修理記録を含む)を実施。</li></ul> <p>② 神奈川県立歴史博物館(歴史博物館)<sup>28</sup></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「資料の日常の管理方法」に関する内容(原文): (1)資料の収集・保管と文化の継承(「守り、受け継ぐ」) 県立歴史博物館個別の取組 ≪目標≫ 収蔵庫及び展示室の温湿度と空気質等の環境の改善に努め、県民共有の財産である博物館資料を将来に渡り安定的に保管できる体制を整備するとともに、「かながわ」に関わる幅広い資料・作品の収集と調査研究活動に取り組み、「かながわ」の歴史と文化を未来へ継承する担い手となる。 社会教育施設共通の取組 ア資料の収集・保管</li></ul>
--

<sup>27</sup> 香川県立ミュージアム : <https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/7815/r4nenpou.pdf>

<sup>28</sup> 香川県立ミュージアム : <https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/7815/r4nenpou.pdf>

展示・調査研究・教育普及活動の充実を図るため、資料の計画的な収集に努めるとともに、貴重な資料を次世代に継承するため、最適な保存に努める。

**維持管理**

自然的要因を除く毀損(汚破損)の防止に向け、IPM(総合的害虫管理)の継続や資料受け入れ時の適切な保存処置、必要に応じた薬剤燻蒸を実施するとともに、収蔵庫及び展示ケース等の環境調査を定期的実施。また、修繕計画の見直しを行い順次実施して計画的な資料修繕を図る。

**館外貸出件数**

当館所蔵資料の魅力を将来に渡りより多くの人々に感じてもらえる機会を提供するため、適切な保存環境のもとで劣化防止に十分に留意し、あわせて館内での積極的な公開とのバランスを考慮しながら、資料の館外貸出に継続的に対応していく。

**<コメント>**

- 温湿度・空気質の環境改善に対して言及。
- IPM、保存処置、燻蒸、環境調査、修繕の継続実施を明記。

収蔵庫問題対応に資すると推察される「資料の日常の管理方法」に関する記述の確認も 2 例に留まった。

**表 18 収蔵庫問題対応に資する可能性のある「資料の日常の管理方法」に関する記述事例**

館名	「資料の日常の管理方法」に関する記述事例
大阪市立自然史博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「館内の再配置・施設整備による収蔵余力創出・・・」</li> <li>・ 「収蔵庫の管理においては、収蔵物の特性に応じた空調管理を行い、標本の保管環境を最適化する・・・」<sup>29</sup></li> </ul> <p><b>&lt;コメント&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 収蔵庫の物理的な配置を工夫し、適切な空調管理を行うことで、日常的な収蔵環境の維持に努めている。</li> </ul> <p><b>&lt;&lt;目標 &gt;&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収蔵庫及び展示室の温湿度と空気質等の環境の改善に努め、県民共有の財産である博物館資料を将来に渡り安定的に保管できる体制を整備するとともに、「かながわ」に関わる幅広い資料・作品の収集と調査研究活動に取り組み、「かながわ」の歴史と文化を未来へ継承する担い手となる。</li> </ul>
神奈川県立歴史博物館	<p><b>&lt;&lt;指標 &gt;&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収蔵スペースの狭隘化と収蔵環境の改善に向けた取組を強化し、未来へ継承すべき「かながわ」に関わる資料の収集を着実に推進する。 →「資料収集(購入・寄贈・寄託等)及び長期借用資料の合計件数を継続的に維持」<sup>30</sup></li> </ul> <p><b>&lt;コメント&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 収蔵庫の逼迫下に対する受入れコントロールを行っている。</li> </ul>

<sup>29</sup> 大阪市立自然史博物館： [https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh\\_collection\\_policy2018.pdf](https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh_collection_policy2018.pdf)

<sup>30</sup> 神奈川県立歴史博物館： [https://ch.kanagawa-museum.jp/uploads/20240328\\_kongonotorikumi.pdf](https://ch.kanagawa-museum.jp/uploads/20240328_kongonotorikumi.pdf)

- (9) 「資料の収集及び管理の方針」のうち、「資料の公開・活用に関する基準」に関する記述事例「資料の公開・活用に関する基準」に関しては、下記の視点で点検した。
- ・資料の活用に関して「調査研究・教育・展示・デジタル化」などの明確な方針があるか。
  - ・一般公開の基準や、貸出・デジタル・アーカイブの基準が明記されているか。
  - ・著作権・肖像権・知的財産権の管理に関する記述があるか。
- 上記視点に全て沿った方針の記述は6例であり、他の42例では何らかの視点が弱い内容となっている。下記に、策定事例を掲載する。

表 19 「資料の公開・活用に関する基準」に関する記述事例

<p>① 国立科学博物館(科学博物館)<sup>31</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「資料の公開・活用に関する基準」に関する内容(原文): 基本方針 我が国の主導的な博物館として、調査研究や標本・資料の収集を通じて蓄積された知的・物的資源を、展示・学習支援事業等により広く社会に還元する機関でもある。</li> </ul> <p>3.国際条約等の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標本・資料等、とくに遺伝資源(生物標本を含む)を取得・利用する際には、「野生動植物の種の国際取引に関する条約」、「生物の多様性に関する条約」及び「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」等の、関連する条約・法律・条例等を遵守する。</li> <li>・ 遺伝資源の利用に伴う利益については、遺伝資源の提供国や他の利害関係者と公正かつ衡平に配分する。詳細については別途定める。</li> </ul> <p>III コレクションの利用と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 館内外の研究、展示及び学習支援活動等に当館のコレクションを利用できるものとする。コレクションの利用にあたってはコレクション管理担当者の指示に従うものとする。</li> <li>・ 標本・資料・リビングコレクションの状態や保存数等によって、利用を制限する場合がある。</li> <li>・ コレクションの貸出、交換及び譲渡の方法は別途定める。</li> <li>・ コレクションの利用と活用のため、収集された標本の検討や既存の標本の再検討などによって、新知見の取得に務めるとともに、利用・活用を推進し、標本・資料のもつ価値の最大化を目指す。また、標本の形態や採集情報ばかりではなく、新しいタイプのデータを総合的に取得・利用することに取り組む。</li> </ul> <p>IV コレクション情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さまざまなデータをもとに、国内を代表する科学系デジタル・アーカイブの構築を目指し、標本そのものだけでなく、情報レベルでの利用・活用を推進する。また、ジャパンサーチや、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)など、外部のデジタル・アーカイブ等を通じて科学コミュニティや社会に発信し、オープンサイエンスの推進に資する。</li> <li>・ 当館で所有する標本・資料・リビングコレクション等に関する情報のデジタル化を進め、標本・資料統合データベース等の公開ウェブページおよび公開データを充実させ、積極的に発信する。ただし、標本・資料・リビングコレクションの性質や管理上の事情等によって公表する情報に制限を設ける場合がある。</li> <li>・ 自然史標本情報の公開においては、当館の標本等の情報のみならず、全国の科学系博</li> </ul>
--

<sup>31</sup> 国立科学博物館 標本資料センター コレクションポリシー :

<https://www.kahaku.go.jp/institution/specimen/policy/index.html>

物館等との連携のもと、サイエンスミュージアムネット(S-Net)の運営等を通じて標本等の所在情報を横断的に検索できるシステムの充実に取り組む。

- ・産業技術史資料については、企業、個人、科学系博物館等で所有している資料等の所在調査とデータベースの充実・公開に取り組み、各機関等との役割分担のもと、社会的に重要な資料の保存と活用を推進する。
- ・標本の重要性や、標本の維持管理・利活用への注力について広報する仕組みを構築する。

#### <コメント>

- 展示、教育(学習支援)、調査研究、デジタル・アーカイブの各目的に関して明示的な文言が複数箇所に明示。
- 貸出・譲渡・公開の方法が別途制度化されている旨の明言に加え、デジタル・アーカイブの構築・公開と利用制限の存在も明示。
- 「遺産資源」を中心とした知的財産・権益の適正利用および条約(名古屋議定書など)の遵守を明示しており、権利管理に関する方針について国際法規を踏まえて体系的に策定。

#### ② 熊本博物館・熊本市塚原歴史民俗資料館(総合博物館)<sup>32</sup>

- ・「資料の公開・活用に関する基準」に関する内容(原文):

##### (特別利用の許可)

第4条資料の特別利用は、(1)国、地方公共団体その他教育機関等が教育、学術又は文化に係る事業の用に供する場合、(2)満18歳【第2章資料の特別利用】

以上の者が学術研究の用に供する場合、(3)その他館長が特に必要があると認めた場合に許可する。

##### (館外貸出の対象)

第11条館長は、(1)博物館法に基づく博物館等の展示用、(2)その他館長が特に必要と認めた場合に限り、資料の館外貸出を行う。

##### (貸出許可の条件)

第13条貸出の際は、必要な管理条件を付す。

##### (貸出期間)

第14条貸出期間は原則1箇月以内。ただし館長が認める場合はこれに限らない。

#### <コメント>

- 「教育」「学術」「調査研究」といった目的における特別利用を制度として明確に規定。
- 館外貸出の対象・条件・期間・保存制限等が制度として明文化、また貸出の可否や制限に関する基準を整備。
- 著作権の帰属(熊本市)を明示し、使用時の帰属明記と成果物提出を義務付けており、明確な権利管理方針が存在。

<sup>32</sup> 熊本博物館・熊本市塚原歴史民俗資料館：

<https://tsukawara.kumamoto-city-museum.jp/application/files/6916/1802/0952/1.pdf>

収蔵庫問題対応に資すると推察される「資料の公開・活用に関する基準」に関する記述の確認は 4 例に留まった。

表 20 収蔵庫問題対応に資する可能性のある「資料の公開・活用に関する基準」に関する記述事例

館名	「資料の公開・活用に関する基準」に関する記述事例
大阪市立自然史博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「現在1%しか展示として公開できていない標本を 5~10%に高めるため、ミドルヤード(収蔵展示室)の設置を計画」(資料の公開活用を促進する方針…)<sup>33</sup></li> <li>&lt;コメント&gt;</li> <li>➤ 収蔵資料の展示率を向上させ、ガラス越しの収蔵庫公開(収蔵展示)を導入することで、収蔵スペースの圧迫を軽減しつつ、資料を活用する方針を示している。</li> </ul>
国立科学博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「コレクションの貸出、交換及び譲渡の方法は別途定める。」「標本・資料のもつ価値の最大化を目指す」<sup>34</sup></li> <li>&lt;コメント&gt;</li> <li>➤ 資料の貸出・譲渡・交換の制度を設け、収蔵庫のスペース負担を軽減する仕組みを採用。</li> </ul>

<sup>33</sup> 大阪市立自然史博物館 : [https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh\\_collection\\_policy2018.pdf](https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh_collection_policy2018.pdf)

<sup>34</sup> 国立科学博物館 標本資料センター コレクションポリシー : <https://www.kahaku.go.jp/kenkyu/kenkyubu/hyohon.html>

- (10) 「資料の収集及び管理の方針」のうち、「資料の保存・修復の基準」に関する記述事例  
「資料の保存・修復の基準」に関しては、下記の視点で点検した。
- ・温湿度管理、光管理、害虫対策、物理的な保存・修復技術に関する記述が明確であるか。
  - ・定期的な監査やメンテナンスが組み込まれているか。
  - ・保存・修復に関する基準が、専門的な指針に基づいて運用されているか。
- 上記視点に全て沿った方針の記述は 1 例であり、他の 47 例では何らかの視点が弱い内容となっている（上記視点に全て沿った 1 例は非公開の内規等によるものであるため掲載しない）。

一方、収蔵庫問題対応に資すると推察される「資料の保存・修復の基準」に関する記述の確認は 3 例に留まった。

表 21 収蔵庫問題対応に資する可能性のある「資料の保存・修復の基準」に関する記述事例

館名	「資料の保存・修復の基準」に関する記述事例
大阪市立自然史博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「旧第 2、第 4 収蔵庫の再活用をすすめ、空調条件が多少悪くても劣化リスクの低い標本を移設し、準恒久的な保管場所として活用する…」<sup>35</sup></li> </ul> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 標本ごとの保存特性を考慮し、収蔵庫内の配置と環境を最適化することで、保存環境の維持と収蔵スペースの有効活用を図っている。</li> </ul>
国立近現代建築資料館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「文化庁において収集する建築関係資料*1 は、我が国の近現代建築に関し、国内外で高い評価を得ている又は顕著に時代を画した建築・建築家に係るものの、又は、我が国の近現代の建築史や建築文化の理解のために欠くことができず、かつ、歴史上、芸術上、学術上重要なもののうち、散逸等のおそれが高く、国において緊急に保全する必要があるものとする。 *1:スケッチ、図面、模型、文書類、写真等で構成される資料群が持つ一体的な価値を損なわないように統合性・完全性をできるだけ保ちながら、収蔵スペースを勘案し、包括的に保存する。」<sup>36</sup></li> </ul> <p>&lt;コメント&gt;</p> <p>建築関係資料について、収蔵スペースを勘案しての包括的な保存を図っている。</p>

<sup>35</sup> 大阪市立自然史博物館：https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh\_collection\_policy2018.pdf

<sup>36</sup> 国立近現代建築資料館：https://nama.bunka.go.jp/overview/houshin.html

(11) 「資料の収集及び管理の方針」のうち、「資料の除籍・処分」に関する記述事例

「資料の除籍・処分」に関しては、下記の視点で点検した。

・除籍・処分の対象や基準が明確であり、適切な判断プロセスが記載されているか。

・除籍・処分にあたって、関係機関や寄贈者との協議を義務付けているか。

・除籍後の資料の扱い(再利用、調査研究/教育活用、処分など)の方針が明確に示されているか。

上記視点に全て沿った方針の記述は2例であり、他の46例では何らかの視点が弱い内容となっている。

下記に、策定事例を掲載する。

表 22 「資料の除籍・処分」に関する記述事例

<p>① 真庭市蒜山郷土博物館(歴史博物館)<sup>37</sup></p> <p>・ 「資料の除籍・処分」に関する内容(原文):</p> <p>(資料の処分基準)</p> <p>真庭市として必要又は活用する資料を保存することを前提とした上で、他の機関との連携も考慮し、必要最低限の範囲で、以下の場合に資料の処分(譲渡及び廃棄)を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 他の関係機関に譲渡することにより、教育活動などでの再活用が見込まれるもの</li><li>② 損傷が著しく、展示・調査研究が困難なもの</li><li>③ 現に資料館等で展示しておらず、将来的にも展示や活用が見込まれないもの</li><li>④ 類似(同等以上)する資料が複数存在し、展示用として必要ないもの</li></ol> <p>ただし、体験活動等で活用が見込まれる種類の民具等については、保存(展示)用の資料以外に活用可能民具として複数所有しておく。</p> <p>なお、寄贈された民具は市に所有権がないため、処分対象から除く。</p> <p>なお、古文書や出土品(出土遺物)類については、本方針の対象外とする。</p> <p>(資料の収集及び処分に関する留意事項)</p> <p>資料の収集及び処分に際しては、寄贈者やその遺族等の心情に配慮したうえで、文化財資料が市民の共有財産であることを念頭に手続きをとることが求められる。</p> <p>(具体的な手続)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 生涯学習課において、所有する民具等の中から処分候補となる資料を選別する。</li><li>(2) 民具の処分候補リストを作成する。</li><li>(3) 作成した処分候補リストについて、教育委員会事務局内部で確認する。</li><li>(4) 文化財保護審議会や有識者に処分候補リストの妥当性について意見照会する。</li><li>(5) 処分候補リストの確定を行う。</li><li>(6) 作成した処分リストを基に、市内各小中学校等の関係機関に、展示・活用等要望を確認する。</li><li>(7) 上記の要望がなかった場合、寄贈者及びその遺族等に対して、処分後の資料引取りの意向を確認する。</li><li>(8) 寄贈に由来する民具の処分後の取扱いがまとめ次第、処分に関する決裁を行う。</li><li>(9) 譲渡を希望する寄贈者及びその遺族等への引渡しを行う。</li><li>(10) 残りの資料について、期間を定め、市民周知(公募等)の上、活用の要望がある場合は譲渡を実施する。</li><li>(11) 期間が終了し、引取りのなかった民具については、市で廃棄処分を実施する。</li></ol>
--

<sup>37</sup> 真庭市蒜山郷土博物館 : [https://www.city.maniwa.lg.jp/uploaded/life/45257\\_121063\\_misc.pdf](https://www.city.maniwa.lg.jp/uploaded/life/45257_121063_misc.pdf)

<コメント>

- 損傷、活用見込みの有無、重複など、処分対象とする基準を明示。
- 寄贈資料については所有権の所在を明確に区別し、寄贈者や遺族の意向を確認したうえで処分を進めることを制度化。
- 除籍後の処遇について、「譲渡→活用機関照会→寄贈者返還→市民公募→廃棄」という段階的選択肢を明示、廃棄を最終手段とする処分方針を制度的に策定。

収蔵庫問題対応に資すると推察される「資料の除籍・処分」に関する記述の確認も 2 例に留まった。

(12) 「資料の収集及び管理の方針」のうち、「収集及び管理方針の見直し」に関する記述事例

「収集及び管理方針の見直し」に関しては、下記の視点で点検した。

- ・定期的な資料群の再評価(品質・価値・活用可能性)を実施する方針があるか。
- ・管理方針を定期的に見直し、社会的変化や新たな調査研究の成果に対応できるようになっているか。
- ・緊急対応計画(災害対策・劣化防止策・データバックアップなど)が組み込まれているか。

上記視点に全て沿った方針の記述は4例であり、他の42例では何らかの視点が弱い内容となっている。下記に、策定事例を掲載する。

表 23 「収集及び管理方針の見直し」に関する記述事例

<p>① 大阪府立自然史博物館(科学博物館)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「収集及び管理方針の見直し」に関する内容(原文):</li></ul> <p>ビジョンと使命</p> <p>ミッション1</p> <p>中期的目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 収蔵資料の恒久的で安全な保存体制を充実させ、市民とも協働しながら収蔵資料の充実と利用促進、デジタル化によるアクセシビリティの改善を目指します。</li><li>・ 研究基盤の充実を図り、市民や各研究機関と協力することで、博物館とその資料の価値を引き出し、積極的に研究成果の公開を進めます。</li></ul> <p>ミッション4</p> <p>将来起こりうる自然災害による博物館資料の損失リスクにも、博物館間のネットワークを活かして対応していきます。</p> <p>中期的目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 大規模災害に向けた博物館・自然史系文化財防災の提言づくり、自主的な対策案や相互支援の検討・実施を図ります。</li></ul> <p>大阪府立自然史博物館の課題 2023(ミッションの解説として)</p> <p>この文書の目的</p> <p>大阪府立自然史博物館が、「使命と中期目標」を2023年に改定する背景には、博物館を取り巻く環境の変化があります。変化に対応するために何を修正し、どの方向性を維持するのかを整理するために、2005年版の「使命と経営課題」を概観し、変化を確認します。</p> <p>2. 各論</p> <p>これらの活動の発展に伴い、新たな課題に向かうために新たな「使命及び中期計画」を必要としている状況にあります。この文章はその変更の背景を示すために、2005年の「経営課題」に対比して現在の課題を示すものとなります。</p> <p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 資料群の「充実」「利活用」「価値の引き出し」「研究成果の公開」を明示。</li><li>➤ 中期目標と使命を「社会環境の変化」に応じて見直す方針を明文化。</li><li>➤ 「災害リスクへの対応」「防災提言」「相互支援の検討・実施」を明示。</li></ul>
---

収蔵庫問題対応に資すると推察される「収集及び管理方針の見直し」に関する記述の確認も 2 例に留まった。

表 24 収蔵庫問題対応に資する可能性のある「収集及び管理方針の見直し」に関する記述事例

館名	「収集及び管理方針の見直し」に関する記述事例
大阪市立自然史博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「博物館の収蔵スペースは有限である。(中略)移設後 17 年が経過し、分野によっては新規の収蔵が難しい状況が生じている。このような収蔵庫の状況のもとで将来の寄贈に対応するために、以下のような方針を立てている…」<sup>38</sup></li> <li>&lt;コメント&gt;</li> <li>➤ 収蔵庫の逼迫を考慮し、収蔵スペースの確保と活用を目的とした方針を見直す計画が示されている。</li> </ul>
真庭市蒜山郷土博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「今回、民具等の文化財資料の収集について見直し、既に収蔵している民具等の資料の再整理を進める」<sup>39</sup></li> <li>&lt;コメント&gt;</li> <li>➤ 収集対象を再整理することで、収蔵スペースの有効活用を図る方針が示されている。</li> </ul>

<sup>38</sup> 大阪市立自然史博物館 : [https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh\\_collection\\_policy2018.pdf](https://www.omnh.jp/10kenkyuroom/omnh_collection_policy2018.pdf)

<sup>39</sup> 真庭市蒜山郷土博物館 : [https://www.city.maniwa.lg.jp/uploaded/life/45257\\_121063\\_misc.pdf](https://www.city.maniwa.lg.jp/uploaded/life/45257_121063_misc.pdf)

## II. 海外博物館の収集方針の調査

### 1 英国博物館の「資料の収集方針」等記載内容の概況

#### 1-1「資料の収集方針」等記載内容と収蔵庫問題に関連する記載概況

先進的な収集方針の策定が最も進む英国博物館の収集方針等について、主要博物館11館を抽出して、その策定状況を概観した。

いずれの館も10ページ以上、館によっては、数十ページを超える詳細な方針が公開されている。

#### A) 共通して策定される方針

イギリスの主要博物館では、コレクション拡充(資料の概要、今後の収集のテーマと優先事項、合理化と処分に向けたテーマと優先事項、取得と処分のための法的・倫理的枠組みに関する情報等)、ドキュメンテーション、保存・修復、コレクションへのアクセスの4つの主要方針が共通して策定されている。

これらの方針は、Collections Trust<sup>40</sup>が提供する Collections Management Framework<sup>41</sup> および Spectrum5.1<sup>42</sup> や博物館倫理規範( ICOM<sup>43</sup>、Museum Association "Code of Ethics"<sup>44</sup>など)に基づき、資料の適正な管理、持続可能な保存、公共アクセスの向上を目的としている。

特に、デジタル化、倫理、持続可能な管理が今後の重要なポイントとして位置づけられている。

#### B) (参考 1) Collections Trust が手順も含めて公開を求める理由

Collections Trustが提供する Collections Management Framework および Spectrum5.1 では、コレクション管理に関するポリシーや手順書を作成し、公開することの重要性を強調している。

##### ① Collections Management Framework(コレクション管理フレームワーク)

このフレームワークは、博物館がコレクション管理の標準を満たすためのガイドラインを提供。館の使命や目的の下に、コレクション管理方針を立てること、そしてコレクション拡充(Collections development)、ドキュメンテーション(Collections documentation)、コレクションへのアクセス(Collections access)、コレクション保存・修復(Collections care and conservation)からなる4つのテーマごとに作業方針、計画、手順が示され、最後に内部監査やレビューを行い、改善するための取組みをするものである。そして、英国の Arts Council England (イングランド芸術評議会)により運営される博物館認証制度の基準<sup>45</sup>とも接続している。

ポリシーの公開については、以下の点が挙げられる。

- 透明性の確保: ポリシーを公開することで、博物館の収集、保存、処分に關する方針が明確になり、ステークホルダーからの理解と信頼を得ることができる。
- 内部監査と管理レビュー: 公開されたポリシーは、定期的な内部監査や管理レビューの基準となり、継続的な改善を促進できる。

これらの要素は、博物館がステークホルダーからの評価や支援を受ける際にも重要となっている。

<sup>40</sup> <https://collectionstrust.org.uk/>

<sup>41</sup> <https://collectionstrust.org.uk/resource/collections-management-framework/>

<sup>42</sup> <https://collectionstrust.org.uk/spectrum/>

<sup>43</sup> [https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/ICOM\\_code-of-ethics.JP.pdf](https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/ICOM_code-of-ethics.JP.pdf)

<sup>44</sup> <https://www.museumassociation.org/campaigns/ethics/code-of-ethics/>

<sup>45</sup> <https://www.artscouncil.org.uk/supporting-arts-museums-and-libraries/uk-museum-accreditation-scheme>

## ② Spectrum 5.1

Spectrum 5.1 は、コレクション管理における 21 の標準的な手順を定義しており、これらの手順の公開は以下の理由で重要とされる。

- 標準化とベストプラクティスの共有: 手順を公開することで、他の博物館や関係者とベストプラクティスを共有し、博物館全体の標準化と質の向上に寄与する。
- 教育とトレーニング: 公開された手順は、スタッフの教育やトレーニングに活用され、コレクション管理の一貫性と効率性を高める。

これらの理由から、コレクション管理フレームワークおよび Spectrum 5.1 では、手順やポリシーを内部に閉じず、積極的に公開することが推奨されている。

## C) (参考 2) Collections Trust が提供する Collections Management Framework および Spectrum 5.1 では、収蔵庫問題に関する直接的なガイダンスはない

Collections Trust が提供するコレクション管理フレームワークおよび Spectrum 5.1 には、収蔵スペースや収蔵庫の逼迫に直接対応する具体的なガイダンスは明記されていない。しかし、これらのフレームワーク内のいくつかの手順を適切に実施することで、間接的に収蔵スペースの最適化や管理の改善に寄与することが可能である。

### ① Collections Management Framework(コレクション管理フレームワーク)

収蔵スペースの問題に対する直接的な解決策は示されていないが、博物館の持続可能性を保障するために、コレクション拡充と倫理的責任に言及している。

- 従来の博物館では資料の十分に検討せず受入れてきたことが収蔵庫問題の主要因となっている。持続可能なコレクション形成のためには、博物館に必要なコレクションの明確な説明、収集時の優先順位付け、そして必要に応じた処分も視野に入れることが重要である。取得時には、資料の違法性の有無や権利関係の確認など、「資料の来歴と正当な注意義務」(Provenance and Due Diligence)を怠ってはならない。また、コレクションは売買可能な金融的資産と見なすべきではなく、処分を行う場合も財政的動機に基づいてはならないという強い倫理的指針が示されている。

### ② Spectrum 5.1

コレクション管理における 21 の標準的な手順の内、以下の手順は博物館の持続可能性(収蔵スペースの逼迫に対する間接的な対応策)として関連性がある。

- **収集の見直し(Collections review):** 資料の除籍につながるコレクションの合理化の第一ステップとなるが、それ以外にもコレクションの重要性の理解、活用度の低いコレクションを発展させる機会の特定、利用者が興味を持つ点についての新たな検討、将来の研究・利用・コレクションケアの計画などが含まれる。
- **除籍と処分(Deaccessioning and disposal):** コレクション管理において、使用できないほど損傷した資料、返還すべき遺骸や神聖な物品、あるいは他の博物館へ移管する重複資料などについて、コレクションから正式に除籍し、適切に処分するための手順を定めることが重要です。このようなプロセスを確立することで、博物館は持続可能な運営を維持し、真に重要なアイテムの保存と管理に資源を集中させることができる。
- **コレクションの使用(Use of collections):** 資料管理だけでなく、複製物やデジタル化等の画像の利用も含み、権利管理や貸出手順、展示、オンライン公開、研究、教育活動、演奏、撮

影、創作インスピレーションなど、多様な活用方法を記録・管理する。

- **状態確認と技術評価(Condition checking and technical assessment):** コレクションの保存と修復に関する。目視確認から科学的検査まで多様な評価を含み、資料の取扱い・保管・使用の推奨事項に影響する。

## 1-2英国博物館における「資料の収集方針」等記載内容の概況

対象とした施設は以下の11館である。

表 25 イギリスにおける博物館のコレクションの収集方針に関する調査対象施設一覧（収集方針は下記脚注を参照のこと）

施設名	館種	設立年	設置主体	規模	主な資料	施設の特徴
National Gallery <sup>46</sup>	美術館	1824	英国政府	大規模	ヨーロッパ絵画、レンブラント、ゴッホ、モネなど	イギリスを代表する美術館で、コレクションの質が極めて高い。無料で一般公開され、デジタル化も積極的に推進。
Leeds Museums and Galleries (LM&G) <sup>47</sup>	総合博物館	1821	リーズ市議会	中規模	歴史、文化、科学資料(約130万点)	イングランド最大の地方公共団体が運営する博物館群。地域社会との連携を重視し、多様なテーマの展示を展開。
Bristol Museum & Art Gallery <sup>48</sup>	総合博物館	1823	ブリストル市議会	中規模	美術、歴史、自然史、帝国関連資料	地域の歴史的資料と、美術・自然史コレクションを統合。地域の歴史と植民地時代の研究を推進。
Norfolk Museums Service (NMS) <sup>49</sup>	総合博物館	1974	ノーフォーク州議会	中規模	地域の歴史・自然史・文化財	ノーフォーク郡全体の10の博物館を統括する組織。地域の文化財保護と教育に力を入れている。
Shropshire Museums <sup>50</sup>	総合博物館	1974	地方公共団体(Shropshire Council)	中規模	地域の歴史・文化資料	持続可能な収蔵・バーチャル収蔵を導入し、資料の厳選と合理化を推進。地域の文化遺産を包括的に収蔵。
Clifton Park Museum <sup>51</sup>	歴史博物館	1893	ロザラム市議会	小規模	地域の歴史・産業史、美術品	地方自治体が運営する博物館で、地域の歴史と文化を展示。住民との協力による展示企画が特徴。
Centre for Computing History (CCH) <sup>52</sup>	科学博物館	2013	教育慈善団体	中規模	コンピュータ、計算機関連資料、電子機器	デジタル技術の発展を紹介するインタラクティブな展示が特徴。教育プログラムを重視、デジタル・アーカイブを充実。
National Railway Museum (NRM) <sup>53</sup>	科学博物館	1975	サイエンス・ミュージアム・グループ	中規模	鉄道車両、鉄道史資料、鉄道模型、	世界最大級の鉄道博物館で、歴史的鉄道車両を多数所蔵。鉄道技術の発展をテーマにした展示が豊富。
Postal Museum <sup>54</sup>	科学博物館	2004	The Postal Heritage Trust	小規模	郵便関連資料、切手、郵便設備	英国の郵便制度の歴史を紹介。Royal Mailの歴史や郵便技術の発展を展示。
Ashmolean Museum <sup>55</sup>	大学美術館	1683	オックスフォード大学	中規模	考古学、西洋・東洋美術、貨幣、石膏模型	英国最古の大学系博物館。オックスフォード大学の研究施設としても機能し、国際的な文化財管理の基準を遵守。
Fitzwilliam Museum <sup>56</sup>	大学美術館	1816	ケンブリッジ大学	中規模	ヨーロッパ美術、西洋・東洋工芸品、古代遺物	ケンブリッジ大学に属する美術館。学術研究と連携し、高品質な美術品を多数所蔵。

<sup>46</sup> <https://www.nationalgallery.org.uk/about-us/organisation/policies>

<sup>47</sup> <https://museumsandgalleries.leeds.gov.uk/pQ1jeFP/about-us/our-policies>

<sup>48</sup> <https://www.bristolmuseums.org.uk/bristol-archives/archives-policies/>

<sup>49</sup> <https://www.museums.norfolk.gov.uk/article/30755/Collections-policies>

<sup>50</sup> <https://www.shropshire.gov.uk/media/7127/collections-policy-2017-2020.pdf>

<sup>51</sup> <https://modern.gov.rotherham.gov.uk/documents/s149998/Appendix%204%20Collections%20Management%20Policy.pdf>

<sup>52</sup> [https://www.computinghistory.org.uk/userdata/files/Collections%20Development%20Policy%20\(June%202022\).pdf](https://www.computinghistory.org.uk/userdata/files/Collections%20Development%20Policy%20(June%202022).pdf)

<sup>53</sup> <https://www.railwaymuseum.org.uk/sites/default/files/2018-04/NRM-Collecting-Policy.pdf>

<sup>54</sup> <https://www.postalmuseum.org/about/policies/>

<sup>55</sup> <https://www.ashmolean.org/files/ashmoleancollectionspolicyjanuary2020.pdf>

<sup>56</sup> <https://www.ashmolean.org/files/ashaccesspolicyandplan2018-23.pdf>

<sup>56</sup> <https://fitzmuseum.cam.ac.uk/about-us/governance-policies-and-reports>

(1) 館に特有の方針

対象とした施設 11 館において、各館に特徴的と考えられる方針を整理すると以下のようになる。

表 26 館に特徴的な方針

館名	特徴的な方針
National Gallery	展示・貸出基準の厳格な審査、不正防止・財務管理の徹底
Leeds Museums and Galleries (LM&G)	動態展示(歴史的な機械・輸送機関の実演)を実施
Bristol Museum & Art Gallery	大英帝国・英連邦関連コレクションの維持・返還基準の明確化
Norfolk Museums Service (NMS)	歴史的建造物の保護と博物館コレクションの統合管理
Shropshire Museums	地域住民の文化参加を促進するコミュニティプログラム
Clifton Park Museum	公文書の管理・移管に関する特別な手続き(ロザラム公文書館と連携)
Centre for Computing History (CCH)	仮想収集(Virtual Collecting)制度によるデジタルコレクション
National Railway Museum (NRM)	鉄道車両の保存・修復計画、運行可能な状態での管理
Postal Museum	デジタル・アーカイブの保存戦略(システム導入)
Ashmolean Museum	遺骸の収集・管理基準、特定文化財の長期保全計画
Fitzwilliam Museum	学際的研究の推進、グローバル視点での収集方針

(2) 規模・館種・設置主体別の傾向

対象とした施設 11 館について、各館の館種・規模・設置主体別に、コレクション拡充(資料の概要、今後の収集のテーマと優先事項、合理化と処分にむけたテーマと優先事項、取得と処分のための法的・倫理的枠組みに関する情報等)、ドキュメンテーション、保存・修復、コレクションへのアクセスの4つの主要ポリシーについて整理した。

A) 規模別にみる収集方針の特徴

館の規模によって、ポリシーに違いが見られる。

表 27 規模別の博物館の特徴

分類	館名と特徴		収集方針への影響
大規模館	National Gallery	イギリスを代表する美術館で、広範な資料・展示スペース・高度なデジタル化を推進。	資料の管理・修復に重点を置き、除籍をほぼ行わない。
中規模館	CCH(デジタル特化)、NRM(独立系・動態保存)、Leeds、Norfolk、Bristol、Shropshire、Fitzwilliam(大学運営)、Ashmolean(大学運営)	分野ごとの専門性を持ちつつ、地域や学術機関との連携を重視。	資料の整理と新規収集のバランスを重視。
小規模館	Clifton Park、Postal Museum	資料の範囲が限定されており、地域密着型の活動や専門分野に特化。	スペースの制約から、資料の整理・除籍が行われる。

B) コレクション拡充に(1)に関する館種別傾向

館種別の傾向を下記に示す。

表 28 コレクション拡充(1)に関する館種別傾向

館種	館名	収集方針の特徴
総合博物館	Leeds Museums、Norfolk Museums、Bristol Museum、Shropshire Museums	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い分野(歴史・文化・科学・自然史)を対象に収集。</li> <li>地域社会との連携を重視し、市民や研究機関からの寄贈も積極的に受け入れる。</li> </ul>
歴史博物館	Clifton Park Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に関連する資料を優先的に収集し、地域住民の寄贈を積極的に受け入れる。</li> </ul>
科学博物館	CCH、NRM、Postal Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>CCH: デジタル技術・コンピュータ資料の収集に特化。</li> <li>NRM: 鉄道車両・設備を収集し、動態保存を重視。</li> <li>Postal Museum: 郵便通信関連資料、特にフィラテリー(切手)を重視。</li> </ul>
美術博物館	National Gallery、Ashmolean Museum、	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料の芸術的価値や歴史的意義を最優先。</li> <li>来歴が明確でない作品は原則として収集しない。</li> </ul>

	Fitzwilliam Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際的な美術市場での購入が中心で、寄贈も慎重に受け入れる。</li> </ul>
--	--------------------	---

### C) コレクション拡充(2)(除籍・処分)に関する館種別傾向

館種別の傾向を下記に示す。

表 29 コレクション(2)(除籍・処分)に関する館種別傾向

館種	館名	収集方針の特徴
総合博物館 / 歴史博物館	Leeds Museums、 Norfolk Museums、 Bristol Museum、 Shropshire Museums、 Clifton Park Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 収蔵スペースの制約から、学術的価値が低いものを選別し整理。</li> <li>● Clifton Park Museum: 比較的積極的な整理を実施。</li> </ul>
科学博物館	CCH、NRM、 Postal Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>● CCH: 技術進展に伴う合理化方針を適用。</li> <li>● NRM: 鉄道技術の変遷に伴う選別処分を実施(動態展示と静態保存を区別)。</li> <li>● Postal Museum: 郵便通信の発展に伴い、未整理資料の整理を進める。</li> </ul>
美術博物館	National Gallery、 Ashmolean Museum、 Fitzwilliam Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として除籍を行わない。</li> <li>● 例外として、コンテキストを欠いた額装品や、資料と直接関係のない作品のみ整理。</li> <li>● 略奪品の返還や法的措置による処分が行われる場合がある。</li> </ul>

### D) ドキュメンテーションに関する館種別傾向

館種別の傾向を下記に示す。

表 30 ドキュメンテーションに関する館種別傾向

館種	館名	収集方針の特徴
総合博物館 / 歴史博物館	Leeds Museums、 Norfolk Museums、 Bristol Museum、 Shropshire Museums、 Clifton Park Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Leeds, Norfolk, Bristol, Shropshire: 地域記録・公文書と統合し、デジタル管理を推進。</li> <li>● Clifton Park Museum: 地域社会と協力し、歴史資料のデジタル・アーカイブ化を推進。</li> </ul>
科学博物館	CCH、NRM、 Postal Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>● CCH: デジタル・アーカイブ管理を強化し、技術資料の保存を最優先。</li> <li>● NRM: 鉄道関連の歴史記録を統合し、文書化プロセスを標準化。</li> <li>● Postal Museum: Royal Mail の歴史的資料と統合し、公文書管理と連携。</li> </ul>

美術博物館	National Gallery、 Ashmolean Museum、 Fitzwilliam Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>● すべての資料情報をデジタル化し、オンラインでのアクセスを促進。</li> <li>● 研究者向けに高度なデータ管理を実施し、学術研究の支援を強化。</li> <li>● 資料の真正性を担保するため、厳格な来歴管理を導入。</li> </ul>
-------	--	--

E) コレクション保存・修復に関する館種別傾向

館種別の傾向を下記に示す。

表 31 コレクションの保存・修復に関する館種別傾向

館種	館名	収集方針の特徴
総合博物館 / 歴史博物館	Leeds Museums、 Norfolk Museums、 Bristol Museum、 Shropshire Museums、 Clifton Park Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Leeds, Norfolk, Bristol, Shropshire: 多様な資料(文化財・自然史資料など)に応じた異なる保存基準を適用。</li> <li>● Clifton Park Museum: 地域資料を長期的に保存するため、地域の技術者や研究者と連携して保全活動を実施。</li> <li>● 環境保全を考慮し、エネルギー効率の良い保存技術を採用。</li> </ul>
科学博物館	CCH、NRM、 Postal Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>● CCH: 電子機器やデジタル技術に適した保存・修復方針を策定し、長期デジタル・アーカイブの保全を強化。</li> <li>● NRM: 動態保存と静態保存を区別し、実際に運行可能な鉄道車両のメンテナンスを実施。</li> <li>● Postal Museum: 郵便関連設備や紙資料の長期保存技術(温湿度管理・酸化防止措置)を導入。</li> </ul>
美術博物館	National Gallery、 Ashmolean Museum、 Fitzwilliam Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高度な修復技術を活用し、作品の保存と復元を実施。</li> <li>● 温湿度管理・紫外線対策・害虫防除を徹底し、美術品の最適な環境を維持。</li> <li>● 美術館内部に修復部門を設け、専門の修復士が定期的にメンテナンスを実施。</li> <li>● 長期保存計画に基づき、文化財保存の国際基準を遵守。</li> </ul>

F) コレクションへのアクセスに関する館種別傾向

館種別の傾向を下記に示す。

表 32 コレクションへのアクセスに関する館種別傾向

館種	館名	収集方針の特徴
総合博物館 / 歴史博物館	Leeds Museums、 Norfolk Museums、 Bristol Museum、 Shropshire Museums、 Clifton Park Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Leeds, Norfolk, Bristol, Shropshire: 地域文化の教育プログラムや歴史ツアーを充実させ、市民向けの公開イベントを増やす。</li> <li>● Clifton Park Museum: 地域の歴史と文化を学ぶワークショップやガイドツアーを定期開催し、住民との連携を強化。</li> <li>● デジタル化による遠隔アクセスを促進し、オンライン資料の充実化を進める。</li> </ul>
科学博物館	CCH、NRM、 Postal Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>● CCH: 体験型デジタル展示を中心とした学習プログラムを実施し、来館者のインタラクティブ体験を重視。</li> <li>● NRM: 鉄道運行体験を含むプログラムを提供し、動態展示の魅力を活用。</li> <li>● Postal Museum: 郵便通信史の学習ツアーを提供し、郵便システムの進化を体験できる機会を拡充。</li> </ul>
美術博物館	National Gallery、 Ashmolean Museum、 Fitzwilliam Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無料公開を継続し、物理的・デジタルの両面でのアクセスを推進。</li> <li>● オンラインカタログの拡充、バーチャルツアーの提供などを強化。</li> <li>● 学芸員によるガイドツアー、専門講座、美術史講座などを提供し、教育機関との連携を深める。</li> <li>● バリアフリー設計を進め、視覚・聴覚障害者向けの特別プログラムを導入。</li> </ul>

G) 設置主体別の傾向

設置主体別の傾向を下記に示す。

表 33 設置主体別の傾向

設置主体	館名	収集方針の特徴
政府運営	National Gallery	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国の資金を受け、長期的なコレクションの維持と公開に重点を置く。</li> <li>● 資料の管理が厳格で、原則として除籍は行わない。</li> <li>● 無料公開を基本とし、デジタル化を積極的に推進。</li> <li>● 保存・修復において最先端の技術を活用。</li> </ul>
地方公共団体運営	Leeds Museums、Norfolk Museums、Bristol Museum、Clifton Park、Shropshire Museums	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の文化・歴史を保存し、住民との連携を重視。</li> <li>● 資料の収集と管理は、地域の関心にに基づき決定。</li> <li>● 収蔵スペースの制約から、除籍を実施し、合理化を図る。</li> <li>● Leeds Museums: 科学・文化・歴史の幅広い分野を収集</li> <li>● Norfolk Museums: 地域歴史・考古学資料を重視</li> <li>● Bristol Museum: 自然史・美術・地域史のバランスを重視</li> <li>● Shropshire Museums: 持続可能な運営を目指し、合理化とバーチャル収蔵を推進</li> <li>● Clifton Park Museum: 地域の歴史・産業を重点的に収集</li> <li>● 学習プログラムや地域住民向けのイベントを積極的に提供。</li> <li>● バリアフリー対応など、アクセスの向上に取り組む。</li> </ul>
独立法人運営	CCH、NRM、Postal Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定の専門分野(技術・鉄道・郵便)に特化した収集と管理を実施。</li> <li>● CCH: スポンサーシップへの依存度が高く、技術企業との協力関係が強い。</li> <li>● NRM: 鉄道業界・企業・愛好家団体と協力し、車両の保存・運行を継続。</li> <li>● Postal Museum: 歴史的資料を保管しつつ、郵便技術の発展を展示。</li> <li>● 産業界や企業との連携を強化し、スポンサーシップを活用。</li> <li>● 一般公開とともに、専門家向けの研究プログラムを提供。</li> <li>● 実際に使用できる資料(鉄道車両や郵便設備)を活用した展示が特徴。</li> </ul>
大学運営	Ashmolean Museum、Fitzwilliam Museum	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学術研究を目的とした収蔵・管理を重視し、資料の取得基準が厳格。</li> <li>● 資料のデジタル化と研究者向けデータベースの整備を推進。</li> <li>● 保存・修復において科学的分析を活用し、国際的な保存基準に準拠。</li> <li>● 一般公開とともに、研究者向けの特別アクセスを提供。</li> <li>● 大学の研究機関と連携し、新しい保存技術の開発・実証を実施。</li> </ul>

(3) 資料管理の具体例

対象11館の中では、下記のような資料管理の事例が挙げられる。

表 34 資料管理の具体例

資料管理の具体例	対象館と具体概要
受入れ時の基準設定と 収蔵数のコントロール	収蔵基準を明確に設定し、不要な資料の増加を防止。 (National Gallery)
資料の整理・選別 (合理化)	他の博物館との連携を優先して、不要な資料の適切な除籍・処分を推進。 (Bristol Museum)
収蔵庫の キャパシティ管理	収蔵スペースの最適化を目的に、「バーチャル収蔵」を採用。 (Shropshire Museums)
資料の長期保存	予防保存・環境管理(温湿度・照明・害虫対策)を徹底し、定期的に分析。 (Clifton Park Museum)
デジタル管理と アクセス性	資料のデータベース管理とオンライン公開を推進。 (Ashmolean Museum)

# III. 国内博物館の収蔵庫問題対応のための収集方針策定・改訂に向けた提言

---

本提言では、国内博物館の収蔵庫問題に対応するため、国主導、または支援のもと関連学協会が主導する、資料の収集・保管に関する統一ガイドラインの策定が急務であることを提言する。

## (1) 収蔵スペース逼迫下における持続的な資料収集推進に資する収集方針の策定、改訂（再掲）

国内の博物館では、多くの館で収蔵スペースの不足が深刻な課題となっている。

アンケート調査の結果、収蔵庫が満杯または収納しきれない資料があるとする館は全体の6割を超えており、収蔵庫の収容率が7割以上～9割未満の館を含めると、9割以上の館がスペースの問題を抱えている。

博物館の使命に基づいた持続的な資料収集の充実という責務を全うすることが求められる中、収蔵スペースの逼迫に対応するためには、新規収蔵に対する厳格化の是非や、既存の収蔵資料の整理とデータの公開、活用の促進とともに、除籍・処分に対する明確な指針のあり方について検討等を深める必要がある。

上記課題に対応するためには、博物館ごとに、その目的に添った収集方針が求められるが、多くの館では持続的な収集と収蔵環境の維持のためには、検討すべき課題を抱えた収集方針が使用されている。

## (2) 国内博物館の収蔵庫問題解決に向けた統一ガイドライン策定の提言

本調査では収集方針を策定、公開する多くの館では、収蔵庫問題の解決に向けては改善すべき課題を有する収集方針となっていることを確認した。

現在の多くの収集方針は、収集から整理、活用について、除籍や処分等を含む具体性と明確性を持った方針が策定されておらず、判断するための判断材料が乏しいため、博物館関係者の属人的判断に委ねられた形での運用を行うしかない状況を誘発していることがうかがえる。

さらに、収集方針を策定、公開する館は国内では一定の規模を有する中核的博物館が多く、大多数を占める地域の中小規模の博物館では収集方針の策定さえも進んでいないことが推察される。

また、本調査では、比較分析の対象として英国の博物館における収集方針事例を検討した。

しかしながら、博物館機能を支える専門人材(レジストラ、キュレーター等)が配置され、収蔵庫や温湿度管理システム、データベースシステム等、インフラ設備を整備している英国博物館と、収蔵庫などのインフラに限らず人的リソース面でも逼迫している国内博物館の現状とを単純比較するのは無理がある。

人的リソースの逼迫が、収集・保管・活用といった一連の業務を円滑に進めることを難しくし、収集活動の停滞や収蔵庫が逼迫している国内博物館において、個別の努力だけで改善案を検討することは至難の業であるといえる。

英国の博物館では、過去 30 年以上にわたり収集や管理のガイドラインや手続きを更新する取り組みが続けられてきたが、それでも人的リソースやインフラ整備については今なお多くの課題を抱えている。そのような状況にある英国博物館においても、収集管理フレームワークや収集手順に対する統一的ガイダンスがコレクション・トラストより継続的に提供され、改善に向けた取り組みが進みつつある。

英国に比べて、人的リソースやインフラ整備に、より厳しい課題を抱える我が国の博物館に対しては、国の主導・支援の下に日本博物館協会をはじめとする関連学協会との連携により、統一的な収集方針の策定・改訂に向けての指針を提示することが不可欠である。

その上で、国との連携の下に関連学協会が主導的に役割を担い、収蔵庫問題が深刻化する国内博物館を支援するための、博物館資料の収集・保管・活用に関する統一的ガイドラインを作成していくことが急務である。

## 資料編

資料1 アンケート調査票 ①

<p>問1 「基本的運営方針」と「資料の収集及び管理の方針」の整備状況について お答えいただける範囲内で結構ですので、御回答の程、何卒宜しくお願いたします。</p>	<p>策定状況 (策定済み/未策定)</p>	<p>公開の有無</p>												
<p>問1-1 「基本的運営方針(館の使命・目的)」について 館の使命・目的を明文化した基本的運営方針は、組織の戦略的な意思決定の指針となるものです。貴館では、館の特徴や活動に即した独自の基本的運営方針を策定・公開していますか。</p>														
<p>問1-1-a 公開されている場合、どのように公開していますか (該当するものすべてに○を選択してください)。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業報告書・年報等</td> <td>事業計画書等</td> <td>館内掲示</td> </tr> <tr> <td>Webサイト</td> <td>パンフレット・ガイドブック等</td> <td>その他(具体的に:)</td> </tr> </table>			事業報告書・年報等	事業計画書等	館内掲示	Webサイト	パンフレット・ガイドブック等	その他(具体的に:)						
事業報告書・年報等	事業計画書等	館内掲示												
Webサイト	パンフレット・ガイドブック等	その他(具体的に:)												
<p>問1-2 「資料の収集及び管理の方針」について 博物館の基本的運営方針に基づき、資料の収集保管のなかでコレクションの体系的な整備・充実を図ることは、博物館の持続化と発展のために重要です。そのためにはコレクション管理のための、資料の収集及び管理の方針を定めておくことが求められます。貴館では、資料の収集及び管理の方針を策定・公開していますか。</p>	<p>策定状況 (策定済み/未策定)</p>	<p>公開の有無</p>												
<p>問1-2-a 策定されている場合、その内容にはどのようなものが含まれていますか (該当するものすべてに○を選択してください)。</p> <table border="1"> <tr> <td>資料収集の目的と意義</td> <td>収集対象の資料の範囲</td> <td>資料収集に関する基準・計画</td> </tr> <tr> <td>資料収集の手段・方法</td> <td>収集・管理に関する倫理規定</td> <td>収集資料の受入れ・整理手順</td> </tr> <tr> <td>資料の日常の管理方法</td> <td>資料の公開・活用に関する基準</td> <td>資料の保存・修復の基準</td> </tr> <tr> <td>資料の除籍・処分</td> <td>収集及び管理方針の見直し</td> <td>その他(具体的に:)</td> </tr> </table>			資料収集の目的と意義	収集対象の資料の範囲	資料収集に関する基準・計画	資料収集の手段・方法	収集・管理に関する倫理規定	収集資料の受入れ・整理手順	資料の日常の管理方法	資料の公開・活用に関する基準	資料の保存・修復の基準	資料の除籍・処分	収集及び管理方針の見直し	その他(具体的に:)
資料収集の目的と意義	収集対象の資料の範囲	資料収集に関する基準・計画												
資料収集の手段・方法	収集・管理に関する倫理規定	収集資料の受入れ・整理手順												
資料の日常の管理方法	資料の公開・活用に関する基準	資料の保存・修復の基準												
資料の除籍・処分	収集及び管理方針の見直し	その他(具体的に:)												
<p>問1-2-b 策定されている場合、資料の収集及び管理の方針をどのように運用していますか。具体的に御記入ください。</p>														
<p>問1-2-c 公開されている場合、どのように公開していますか (該当するものすべてに○を選択してください)。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業報告書・年報等</td> <td>事業計画書等</td> <td>館内掲示</td> </tr> <tr> <td>Webサイト</td> <td>パンフレット・ガイドブック等</td> <td>その他(具体的に:)</td> </tr> </table>			事業報告書・年報等	事業計画書等	館内掲示	Webサイト	パンフレット・ガイドブック等	その他(具体的に:)						
事業報告書・年報等	事業計画書等	館内掲示												
Webサイト	パンフレット・ガイドブック等	その他(具体的に:)												
<p>問1-2-d 資料の収集及び管理の方針を策定されている場合、具体的な文書等を御提供ください。Web等で公開されておられる場合にはURLを下欄に追記ください(なお、公開されておられない文書につきましては、文化庁並びに本調査研究関係者限りとして慎重に取り扱い、外部には一切開示いたしません)。</p>														

## 資料1 アンケート調査票 ②

問1-3 資料の収集及び管理の方針の「策定」にあたって、具体的な課題や問題点があれば御記入ください。

問1-4 資料の収集及び管理の方針の「公開」にあたって、具体的な課題や問題点があれば御記入ください。

問1-5 資料の収集及び管理の方針の「運用」にあたって、具体的な課題や問題点があれば御記入ください。

資料1 アンケート調査票 ③

<p>問2 収集管理状況について お答えいただける範囲内で結構ですので、御回答の程、何卒宜しくお願いたします。</p>		<p>収蔵庫の占有状況 (3割未満/3割以上～5割未満/5割以上～7割未満/7割以上～9割未満/9割以上(ほぼ、満杯の状態)/収蔵庫に入りきらない資料がある(10割以上))</p>	
<p>問2-1 貴館の現在の収蔵庫はどのような状況ですか。</p>			
<p>問2-2 貴館における過去5年間の資料の収集(購入・寄贈・寄託・採集等)の有無等について御回答ください。</p>		<p>受入れ(有、無):</p>	
<p>問2-2-a 資料の収集(購入・寄贈・寄託・採集等)が「有」の場合、おおよその収集点数を御回答ください。 (お分かりになるようであれば、購入、寄贈、寄託、採集に分けて、おおよその収集点数を御回答ください。)</p>		<p>収集点数全体:</p>	<p>点程度</p>
		<p>購入:</p>	<p>点程度</p>
		<p>寄贈:</p>	<p>点程度</p>
		<p>寄託:</p>	<p>点程度</p>
		<p>採集:</p>	<p>点程度</p>
<p>問2-2-b 資料の収集(購入・寄贈・寄託・採集等)が「無」の場合、その理由を御回答ください (該当するものすべてに○を選択してください)。</p>			
<p>購入費用の不足</p>		<p>展示・保管スペースの不足</p>	<p>その他(具体的に:</p>
<p>問2-3 貴館における台帳の整備状況について御回答ください。</p>		<p>収蔵資料の</p>	<p>%程度を登録</p>
<p>問2-4 貴館における「デジタルアーカイブ(写真や映像、3Dデータ等の画像資料と資料情報(メタデータ)を揃えたもの)」の整備状況について御回答ください。</p>		<p>収蔵資料の</p>	<p>%程度を登録</p>

資料1 アンケート調査票 ④

問2-5 貴館における過去5年間の「除籍(登録台帳から特定の資料を削除・抹消すること)」の実績について御回答ください。	実績(有、無)	
↓		
問2-5-a 資料の「除籍」実績が「有」の場合、その理由を御回答ください。		
↓		
問2-5-b 資料の「除籍」実績が「有」の場合、おおよその点数を御回答ください。 (お分かりになるようであれば、返還、譲渡、用途転換、採集、交換、売却、廃棄に分けて、おおよその除籍点数を御回答ください。)	除籍点数全体:	点程度
	返還:	点程度
	譲渡:	点程度
	用途転換(教育資料など):	点程度
	交換:	点程度
	売却:	点程度
	廃棄:	点程度
問3 収蔵庫問題に対応していくためのお考えや御意見について		
問3-1 収蔵庫問題に対応していくためのお考えや御意見があれば、具体的に御記入ください。		